

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室）

項 目 名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく経済金融活性化特別地区における課税の特例について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。 【延長要望】 （ア～ウは選択制） ア 所得控除（法人税） ・ 事業認定法人の所得 × 40% × 経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入（法人設立後 10 年間） イ 投資税額控除（法人税） ・ 対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・ 500 万円を超える建物等 8 %、50 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 15% ・ 法人税額の 20%が上限額、繰越 4 年、取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 ウ 特別償却（法人税、所得税） ・ 500 万円を超える建物等 25%、50 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 50% ・ 取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 エ エンジェル税制（所得税） ・ 事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者（＝指定会社）へ投資を行った個人に対する租税特別措置 （ア） 指定会社へ投資した年（a と b は選択制） - a 「投資額－2,000 円」を総所得金額から控除 - b 投資額を他の株式譲渡益から控除 （イ） 指定会社の株式を売却した年 売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算（繰越 3 年） 【関係条文】 ・ 沖縄振興特別措置法 第 57 条、第 57 条の 2 ・ 租税特別措置法 第 12 条、第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2、第 37 条の 13 の 3、第 41 条の 18 の 4、第 42 条の 9、第 45 条、第 60 条 ・ 租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 25 条の 12、第 25 条の 12 の 2、第 25 条の 12 の 3、第 26 条の 28 の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9、第 36 条 ・ 租税特別措置法施行規則 第 5 条の 13、第 18 条の 15、第 18 条の 15 の 2 の 2、第 20 条の 4、第 20 条の 16、第 21 条の 17 の 3		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）		－ 百万円 （▲4,900 百万円） （－ 百万円）

新 を 設 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 北部地域の持続的な発展や県土の均衡ある発展に向けて、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」の企業の立地及び設備投資を促し、最終的に一人当たり市民所得の向上を目指す。 (2) 施策の必要性 名護市が所在する北部圏域は、これまで、当該措置や沖縄振興事業、北部振興事業の実施により産業基盤が強化され、製造業、金融・情報通信関連産業等の経済金融活性化関連産業の振興、生活環境の整備による定住条件の整備が図られてきたところである。しかし、未だ他圏域と比較し経済基盤が弱く、所得水準も低いため、当該措置により一人当たり市民所得の向上する必要がある。		
今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	【政策】 10 沖縄政策 【施策】 10 沖縄振興に関する施策の推進
		政 策 の 達 成 目 標	1. 達成目標 ・経済金融活性化関連産業の売上高 令和 11 年度：881 億円 ・本特例措置活用事業者の設備投資額 令和 11 年度：4 億円 ・経済金融活性化関連産業の新規立地企業数 令和 11 年度：25 社 （算出方法） 令和 4 年度の名護市の一人当たり市民所得（203 万円）（実績）と令和 13 年度に一人当たり市民所得 291 万円という値を基に必要な年平均増加額（9 万 8 千円）から、令和 11 年度の名護市の一人当たり市民所得 271 万 4 千円を推計。 令和 11 年度の名護市の一人当たり市民所得を達成するために必要な令和 11 年度の経済金融活性化関連産業の売上高の目標を 881 億円と推計。 令和 11 年度の経済金融活性化関連産業の売上高を達成するために必要な目標投資額を 4 億円と設定。 令和 13 年度の情報通信関連企業の集積を 253 社としており、そこから年平均の新規立地企業数を設定。 2. 測定指標 ・経済金融活性化関連産業の売上高 ・本特例措置活用事業者の設備投資額 ・経済金融活性化関連産業の新規立地企業数 3. 変更理由 従前の達成目標は、経済金融活性化関連産業の集積、設備投資を行った企業の付加価値額の増加及び事業拡大・新たな事業展開等の促進を設定していた。 今回の要望では、令和 4 年度から新たに導入した県知事認定及び租税特別措置の自己点検を踏まえて、政策体系や政策目的及び根拠法（沖縄振興特別措置法）が同一である他の沖縄振興税制との整合性を図りつつ、政策目的として一人当たり市民所得を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間		
		同上の期間中の達成目標	・ 経済金融活性化関連産業の売上高		
			令和9年度	令和10年度	令和11年度
			818億円	849億円	881億円
			・ 本特例措置活用事業者の設備投資額		
			令和9年度	令和10年度	令和11年度
			4億円	4億円	4億円
			・ 経済金融活性化関連産業の新規立地企業数		
			令和9年度	令和10年度	令和11年度
			25社	25社	25社
	政策目標の達成状況	○過去の達成状況			
		・ 経済金融活性化関連産業の売上高			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		525億円	649億円	692億円	
		・ 本特例措置活用事業者の設備投資額			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		3億円	8億円	18億円	
		・ 経済金融活性化関連産業の新規立地企業数			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		15社	▲21社	13社	
※経済金融活性化関連産業の対象地域内において、新規に立地した企業に加えて撤退した企業も含まれているため令和5年度がマイナスとなっている。					

	有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で所得控除 2 件（21,008 百万円）、投資税額控除 2 件（32 百万円）、特別償却 3 件（126 百万円）、エンジェル税制 2 件の適用を見込む。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、高付加価値な企業の誘致や立地した企業の事業拡大に向けた設備投資を促進することにより、経済金融活性化関連産業の売上高を増加させる効果がある。 なお、経済金融活性化関連産業の売上高は令和 4 年度から令和 6 年度において 167 億円増加した。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	事業者の投資判断は事業者ごとにそのタイミングが異なるところ、単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、事業者へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、各事業者が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる当該措置が的確な手段である。 また、当該措置は、地域指定・事業認定等のスキームを通して、沖縄の経済金融の拠点形成に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、一定の規律が担保されており、必要最小限の措置となっている。 なお、本制度は対象地域である名護市のみに適用される特別措置であり、他の税制に比して対象事業者数が少ないこと、加えて所得控除及び投資税額控除については、事業開始後しばらくの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主要因であると考えられる。 一方、制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえると、政策目的である経済金融活性化産業の集積に効果があるものと考えられる。引き続き制度を誘因として企業誘致を推進するとともに、立地企業への周知によって新たな投資を促し、更なる経済金融の活性化を図る。

租税特別措置の適用実績

(過去3年の適用実績)

(単位:件、百万円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
所得控除	適用件数	3	3	5
	減収額	16	4,874	4,899
投資税額控除	適用件数	5	2	2
	減収額	105	29	35
特別償却	適用件数	0	1	3
	減収額	0	0	34
エンジェル税制	適用件数	0	0	0
	減収額	0	0	0

※令和5年度～令和6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、令和7年度は沖縄県調査による件数及び金額(エンジェル税制を除く)

※エンジェル税制については各年とも沖縄県調べによる件数及び金額

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

(過去3年の適用実績)

(単位:件、百万円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
所得控除	適用件数	2	3	3
	適用額	88	67	21,008
投資税額控除	適用件数	4	5	2
	適用額	20	105	29
特別償却	適用件数	0	0	1
	適用額	0	0	1
エンジェル税制	適用件数	0	0	0
	適用額	0	0	0

根拠条文: 12、37の13、37の13の2、41の19、42の9、45、60

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

本特例措置は、北部地域の持続的な発展や県土の均衡ある発展に向けて、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」の企業の立地及び設備投資を促しながら、経済金融活性化産業の売上を増加させ、最終的に一人当たり市民所得の向上を目指すという政策目的を達成するための手段である。そのため、本特例措置を利用した企業の付加価値増加額を計測することで、政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。

令和6年度の一人当たり市民所得は未確定であるものの、本特例措置活用事業者の設備投資額は、令和4年度から令和6年度までの合計28億円であり、その投資による効果として令和4年度以降の当該措置活用事業者の令和6年度の付加価値増加分は約17億円であり、本特例措置が名護市一人当たり市民所得の増加に一定程度寄与しているものと判断できる。

	前回要望時の達成目標	令和8年度までに 達成目標①：経済金融活性化産業の集積 測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数 目標値①：18社 達成目標②：設備投資を行った企業の付加価値額の増加 測定指標②：制度を活用した企業の付加価値額の増加率 目標値②：2.25% 達成目標③：事業拡大・新たな事業展開等の促進 測定指標③：制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数 目標値③：2件
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	実績①：1社 実績②：対象となる企業は4社おり、いずれも付加価値額の増加率2.25%を達成 実績③：0件 目標に達していない場合の理由 ①新型コロナウイルス感染症の拡大によって名護市の経済が落ち込み、事業者が設備投資や名護市への立地に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じたものと考えられる。また、令和4年度から県知事認定制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追い付いていないこと、及び制度の周知広報不足から申請件数が減少したことがあげられる。 ③投資を受ける側の事業者の認定要件に一定のハードルがあること、事業認定及び指定の申請に時間を要するため投資時機を逸することなど、申請等に要する負担が大きいこと等の理由から制度の活用には至らなかった。
これまでの要望経緯	○平成26年度 ・経済金融活性化特別地区を創設 ・金融特区を廃止 ○平成29年度 ・2年間延長 ○平成31年度 ・2年間延長 ○令和3年度 ・1年間延長 ○令和4年度 ・3年間延長 ○令和7年度 ・2年間延長	

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期アウトカムに本特例措置活用事業者の設備投資額、中期アウトカムに経済金融活性化関連産業の売上高、長期アウトカムに一人当たり市民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和4年度（1年間）】：未達成
- 中期【令和4～5年度（2年間）】：達成
- 長期【令和4～6年度（3年間）】：実績不明

○短期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

コロナの拡大によって名護市の経済が落ち込み、事業者が設備投資や名護市への立地に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じており、また、令和4年度から県知事認定制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追い付いていないことや制度の周知広報の不足から、十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。

そこで、今後は、制度の更なる周知広報を行った上で、県知事認定制度により取得できるデータも活用し、引き続き効果検証に努めることとする。

○中期アウトカムを達成した上で、措置を更に延長すべき理由

令和5年度時点の中期アウトカムの目標は達成したものの、令和13年度時点の一人当たり市民所得の目標（※）を達成するためには、引き続き、設備投資による経済金融活性化関連産業の高度化及び事業規模拡大並びに新規立地企業の増加により、経済金融活性化関連産業の売上高向上を図る必要があることから、本特例措置を引き続き継続する必要がある。

※291万円：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月。沖縄県作成）における令和13年度の一人当たり県民所得の展望値。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室）

項 目 名	沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長											
税 目	所得税、法人税											
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。 【特例措置の内容】 個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設、増設又は改修した場合、当該新設、増設又は改修に係る建物及びその附属設備について特別償却を行う。 【関係条文】 沖縄振興特別措置法第 88 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条 租税特別措置法施行令第 6 条の 3 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>▲0 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	▲0 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	▲0 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 旅館業への設備投資を促し、高付加価値化を図ることで、離島市町村内総生産額を大きく伸ばし、離島の振興を図る。 (2) 施策の必要性 沖縄県の離島地域は遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性により、地域社会の維持が危ぶまれている。これらの課題を踏まえ、離島地域の産業振興を図るためには、沖縄の離島の特色ある観光資源を生かし、優位性を発揮できる重要産業である「旅館業」の振興を図る必要がある。 離島地域においては、コロナ禍収束後の、国内外の航空路線や航路の誘致等により、観光客が増加傾向にある。また、観光庁の登録を受けた観光地づくり法人（DMO）を中心に、地域の関係者と連携した持続可能な観光地づくりが進められており、今後、観光業をはじめ、関連する飲食業やサービス業の更なる需要増加が見込まれている。 沖縄の離島地域の振興のためには、当該地域の産業の振興に重要な役割を果たす旅館業について、投資意欲を高めることで高付加価値化に資する設備投資を促進し、宿泊・飲食サービス業の総生産額の増加を図ることが重要である。とりわけ宿泊施設の確保は、離島地域の産業振興の先導的役割を担う観光業の振興に不可欠であるとともに、交流人口の増加にも寄与することから、引き続き「旅館業」を対象業種とし、法人や個人の設備投資を促進する本特例措置を講じる必要がある。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 10. 沖縄政策 【施策】 10. 沖縄振興に関する施策の推進								
		政策の達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 旅館業への設備投資を促し、高付加価値化を図ることで、離島市町村内総生産額を大きく伸ばし離島の振興を図るため、付加価値額の増加、離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業の増加を目指す。 ○達成目標 - 離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業 令和 11 年度：461 億円 - 本特例措置活用事業者の付加価値額増加額 令和 11 年度：5.7 億円 （算出方法） - 令和 6 年度以降の離島市町村内総生産額は年平均増加率 2.5% を維持するものとして、令和 11 年度総生産額の目標値を設定し、これに、同総生産額に占める宿泊・飲食サービス業の割合（令和 5 年度実績：8.6%）を乗じることで、令和 11 年度の離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業の目標を設定。 - 宿泊・飲食サービス業の総生産額について、令和 11 年度に必要な増加分（11 億円）に、令和 6 年度時点の本特例措置活用事業者の付加価値増加額が宿泊・飲食サービス業総生産額の増加額に占める割合（51.4%）を乗じ、付加価値額増加額を算出。 ○測定指標 - 離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業 - 本特例措置活用事業者の付加価値額増加額 ○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、離島の宿泊施設の収容人員数を設定していた。 今回要望では、令和 4 年度から新たに導入した県知事確認制度及び租税特別措置の自己点検を踏まえて、更に具体的に本特例措置の効果測定を検証するため、政策目的として「離島市町村内総生産額」を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。 （参考） - 従前の達成目標：離島の宿泊施設の収容人員数								
		租税特別措置の適用又は延長期間	3 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）								
		同上の期間中の達成目標	・離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業 （単位：億円） <table><tr><td></td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr><tr><td>宿泊・飲食サービス業</td><td>439</td><td>450</td><td>461</td></tr></table> ※新沖縄 21 世紀ビジョン実施計画（令和 7 年 3 月。沖縄県作成）において、平成 24 年度から令和 3 年度の離島市町村内総生産額の年平均増加率（2.5%）を維持することを念頭に算出。				令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	宿泊・飲食サービス業	439
	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度								
宿泊・飲食サービス業	439	450	461								

		・ 本特例措置活用事業者の付加価値額増加額 (単位：億円) <table><tr><td></td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr><tr><td>付加価値増加額</td><td>5.7</td><td>5.7</td><td>5.7</td></tr></table>		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	付加価値増加額	5.7	5.7	5.7								
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度														
付加価値増加額	5.7	5.7	5.7															
	政策目標の達成状況	○過去の達成状況 ・ 離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業 (単位：億円) <table><tr><td></td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>宿泊・飲食サービス業</td><td>274</td><td>400</td><td>—</td></tr></table> ※沖縄県「沖縄県市町村民経済計算（沖縄県市町村民所得）」から離島市町村のみ集計 ※令和 6 年度は数値未確定 ・ 本特例措置活用事業者の付加価値額増加額 (単位：億円) <table><tr><td></td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>付加価値増加額</td><td>0.9</td><td>3.6</td><td>3.6</td></tr></table> ※ 1 件当たりの付加価値額（0.9 億円）× 国税適用件数		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	宿泊・飲食サービス業	274	400	—		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	付加価値増加額	0.9	3.6	3.6
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度															
宿泊・飲食サービス業	274	400	—															
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度															
付加価値増加額	0.9	3.6	3.6															
有効性	要望の措置の適用見込み	令和 9 年度以降、平年度で約 6.1 億円の付加価値額の増加が見込まれる。 ※令和 7 年度以降も令和 6 年度と同程度の設備投資（約 5.4 億円）があるものと仮定し、令和 7 年度の当該措置を活用した設備投資額と当該措置に係る付加価値増加分の比率（1:1.125）を基に算出。 ※令和 7 年度以降は令和 6 年度と同程度の申請（4 件）があると仮定。 【令和 7 年度の県知事確認申請情報に基づき推計】																
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	・ 本特例措置活用事業者の付加価値額増加額 (単位：億円) <table><tr><td></td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr><tr><td>付加価値増加額</td><td>6.1</td><td>6.1</td><td>6.1</td></tr></table>		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	付加価値増加額	6.1	6.1	6.1								
	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度															
付加価値増加額	6.1	6.1	6.1															
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除並びに不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																

		要望の措置 の 妥 当 性 本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも国の最終的な負担は少ない。また、課税の繰延によって、事業者にとっては初期投資の負担が軽減されるため、沖縄の離島地域における設備投資のインセンティブとなり、離島の産業全体の振興を図るという政策目的において効果が見込まれる。 事業の投資判断に当たっては、経済情勢など長期的な視点からの経営判断が必要であり、補助金等の単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、各事業者が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことが出来る本特例措置が的確な手段であると考えられる。 このため、本特例措置による支援が手段としても最も適当である。																				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○過去3年間の適用実績 (単位：件、千円) <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">令和4年度</th><th colspan="2">令和5年度</th><th colspan="2">令和6年度</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>特別償却</td><td>1</td><td>651</td><td>4</td><td>94,210</td><td>4</td><td>43,607</td></tr></table> 【財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】	項目	令和4年度		令和5年度		令和6年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	特別償却	1	651	4	94,210	4	43,607
	項目	令和4年度		令和5年度		令和6年度																
		件数	金額	件数	金額	件数	金額															
	特別償却	1	651	4	94,210	4	43,607															
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	○令和4年度～6年度の適用実態調査結果（適用件数、適用額） (租税特別措置法の条項：第45条) (単位：件、千円) <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">令和4年度</th><th colspan="2">令和5年度</th><th colspan="2">令和6年度</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>特別償却</td><td>1</td><td>651</td><td>4</td><td>94,210</td><td>4</td><td>43,607</td></tr></table> 【財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】	項目	令和4年度		令和5年度		令和6年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	特別償却	1	651	4	94,210	4	43,607	
項目	令和4年度		令和5年度		令和6年度																	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																
特別償却	1	651	4	94,210	4	43,607																
租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	令和8年度離島の宿泊施設の収容人員数は67,219人(※)と目標を概ね達成しているところ、本特例措置を通じて観光客の受け入れ体制強化につながり、ひいては離島地域の活性化に寄与していると考えられる。 (※) 令和4年度から令和6年度までの増加数の平均を踏まえ、令和7年度以降1年間で2,694人増加すると仮定し、令和8年度の収容人員数を67,219人と算出した。 ・令和4年度（実数）：56,444人 ・令和5年度（実数）：59,752人 ・令和6年度（実数）：61,831人 ・令和7年度（推計）：64,525人 ・令和8年度（推計）：67,219人																					

	前回要望時の達成目標	○令和 8 年度離島の宿泊施設の収容人員数 67,812 人 【離島の宿泊施設の収容人員数】（単位：人） ・ 令和 8 年度離島の宿泊施設の収容人員数 67,812 人 <table><tr><td></td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td><td>令和 8 年度</td></tr><tr><td>収容人員数</td><td>59,286</td><td>62,128</td><td>64,970</td><td>67,812</td></tr></table> 出典：沖縄県離島関係資料（沖縄県） （算出方法） 平成 29 年度から令和 4 年度までの増加数の平均を踏まえ、令和 5 年度以降 1 年間で 2,842 人増加するとして算出したところ、令和 8 年度の収容人員数を 67,812 人と算出した。		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	収容人員数	59,286	62,128	64,970	67,812
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度							
収容人員数	59,286	62,128	64,970	67,812								
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 7 年度要望時の達成目標（令和 8 年度の収容人員数：67,812 人）の実現状況達成度は 99.1%であり、所期の目標は概ね達成している。											
これまでの要望経緯	平成 9 年度 制度創設 平成 14 年度 5 年延長 平成 19 年度 5 年延長 平成 24 年度 5 年延長 平成 29 年度 5 年延長 令和元年度 2 年延長 令和 3 年度 1 年延長 令和 4 年度 3 年延長、拡充 （「改修」の追加、取得下限額の引下げ（500 万円以上）） 令和 7 年度 2 年延長											

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期アウトカムに本特例措置活用事業者の設備投資額、中期アウトカムに離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業、長期アウトカムに離島市町村内総生産額を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和４年度（１年間）】：未達成
- 中期【令和４～５年度（２年間）】：実績不明
- 長期【令和４～６年度（３年間）】：実績不明

○短期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

コロナ禍の影響で落ち込んでいた旅館業は回復傾向にあったものの、事業者が設備投資に踏み切るまで一定のタイムラグが生じており、また、令和４年度から県知事における事前確認制度の導入や改修の措置対象への追加が行われたところ、事業者の制度変化への対応が追い付いていないことや制度の周知広報の不足から、十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。

今後は、制度の更なる周知広報を行った上で、県知事確認制度により取得できるデータも活用し、引き続き効果検証に努めることとする。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当））

項 目 名		沖縄の揮発油に係る揮発油税等の特例措置の延長		
税 目		揮発油税及び地方揮発油税		
要 望 の 内 容	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 129 号）第 80 条及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 151 号）第 74 条、第 74 条の 2 によって講じられている揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の適用期限を 3 年間延長（令和 12 年 5 月 14 日まで）する。			
	＜軽減内容＞ 沖縄県に移出する目的で、その区域内にある揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油について、揮発油税及び地方揮発油税を軽減する。			
	＜軽減割合＞ 引き続き、本土における揮発油税及び地方揮発油税の合計額（28,700 円/kℓ）から 13%（3,800 円/kℓ）軽減し、24,900 円/kℓ とする。			
	平年度の減収見込額		—	百万円
	（制度自体の減収額）		（ —	百万円）
（改正増減収額）		（ —	百万円）	

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 沖縄の本土復帰に伴い沖縄県内の消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮し、沖縄県内のガソリン価格を抑制し、以て県民生活・産業経済の安定を図る。 なお、県は追加措置として当該減税財源の一部を活用し、沖縄の本島・離島間の石油製品価格の平準化による離島住民の生活及び地域経済の安定を図っている。 (2) 施策の必要性 沖縄においては、本土復帰以降、沖縄振興計画等による諸施策の実施により、社会資本の整備や産業の振興等、各般にわたり一定の成果を挙げてきている。 しかしながら、一人当たり県民所得は全国平均の約7割と全国最下位に留まっており、低所得世帯（世帯所得 200 万円未満世帯）の割合は約 15%（令和6年）、完全失業率も 3.3%（直近5年（令和2年～6年）平均）といずれも全国一高く、依然として厳しい状況が継続している。 加えて、公共交通機関のインフラ整備が不十分のため、起伏の多い陸上の移動手段は専ら自動車に依存しており、本軽減措置によってもなお、家計消費支出に占めるガソリン支出の割合は全国平均の約 1.4 倍（令和6年）と、最も割合が高い東北地方の約 1.4 倍（令和6年）と同程度となっている。 本土復帰 50 年を経て、長年続く課題を抜本的に解消すべく沖縄県は新たに官民を挙げてカーボンニュートラルに向けた種々の取組を加速させているところであり、揮発油については沖縄県の揮発油販売量実績に基づく推計では令和 15 年度においては 537 千 kl と令和 5 年度実績の 653 千 kl から約 2 割減少する見込みとなっているが、引き続き当分の間は本軽減措置によりガソリン価格を抑制し、県民生活及び産業経済の安定を確保することが必要である。 また、沖縄の離島については、東西約 1,000km、南北約 400km にわたる広大な海域に多数の島々が散在し、本島と離島間の輸送コストが大きい。このため、沖縄県では本軽減措置を前提に、石油価格調整税（法定外普通税 1.5 円/ℓ）を課税し、その税収を財源として、離島における石油製品（揮発油、灯油、軽油、A 重油）の価格安定と円滑な供給を図るための石油製品輸送等補助事業を実施し、離島の住民生活や地域産業を下支えしている。 こうした中、本軽減措置及び石油製品輸送等補助事業が縮減となった場合、県内の石油製品価格の上昇に伴い、産業活動の低下や可処分所得の減少が生じ、県内の経済活動の縮小や雇用の喪失を招くおそれがある。 特に、離島については、我が国の領海及び排他的経済水域（EEZ）等の保全、海洋資源の確保等に重要な役割を担っているところ、定住条件の悪化による人口流出の加速化、離島地域の衰退が進む可能性がある。 以上のことから、本軽減措置は必要不可欠のものであり、適用期間を延長する必要がある。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 10 沖縄政策 【施策】 10 沖縄振興に関する施策の推進
		政策の達成目標	・ 沖縄県内のガソリン価格の抑制による県民生活・産業経済の安定 ・ 沖縄県内の家計消費支出におけるガソリン支出の割合を本軽減措置によらず最も割合の高い地域（東北地方）並に抑える。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 12 年 5 月 14 日までの 3 年間
		同上の期間中の達成目標	上記達成目標に同じ
		政策目標の達成状況	・ 沖縄県内のガソリン価格の抑制による県民生活・産業経済の安定 ・ 沖縄県内の家計消費支出におけるガソリン支出の割合を、本軽減措置によらず最も割合の高い地域（東北地方）並に抑える。 令和 6 年：沖縄 2.8%（※）、東北地方 2.8% （※）本軽減措置を加味した数値
	有効性	要望の措置の適用見込み	本軽減措置が直接適用されるのは揮発油の製造者（2 社）であるが、その効果は最終消費者たる県民や企業に広く及ぶことが期待される。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本軽減措置の効果は、直接、本軽減措置が適用される揮発油の製造者等のみならず、ガソリンを消費する県民や企業にも効果が均霑し、県民生活及び産業経済の安定が図られる。 また、本軽減措置を前提とした石油製品輸送等補助事業が実施され、離島における石油製品の価格と供給の安定化を通じ、離島の住民生活や地域産業が下支えされる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	沖縄県では多くの国境離島、排他的経済水域（EEZ）や海洋資源の確保等国家利益に重要な役割を果たしている離島を抱えているところであるが、様々な特殊事情を抱えるほか、依然として厳しい社会・経済状況にあることから、本軽減措置によってガソリン価格を抑制することは、県民生活及び産業経済の安定に必要不可欠である。 製造所から移出される揮発油量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能である。 また、本軽減措置は、県民生活及び産業経済の安定を図ることを目的としており、一般消費者等（担税者）への直接的な支援であることから、補助金等の他の政策手段は適切ではない。 なお、本軽減措置の対象は、沖縄の区域内における揮発油の移出等に限定しており、課税の公平原則の観点からも必要最小限の特例措置である。												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	・揮発油税等の軽減額 （単位：百万円）	<table><tr><th>年度 項目</th><th>令和2</th><th>令和3</th><th>令和4</th><th>令和5</th><th>令和6</th></tr><tr><td>揮発油税等軽減額</td><td>4,354</td><td>4,350</td><td>4,526</td><td>4,571</td><td>4,626</td></tr></table>	年度 項目	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	揮発油税等軽減額	4,354	4,350	4,526	4,571	4,626
		年度 項目	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6								
		揮発油税等軽減額	4,354	4,350	4,526	4,571	4,626								
	・石油製品輸送等補助事業の実績 （単位：百万円）	<table><tr><th>年度 項目</th><th>令和2</th><th>令和3</th><th>令和4</th><th>令和5</th><th>令和6</th></tr><tr><td>輸送費補助額</td><td>902</td><td>941</td><td>980</td><td>990</td><td>971</td></tr></table>	年度 項目	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	輸送費補助額	902	941	980	990	971	
	年度 項目	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6									
	輸送費補助額	902	941	980	990	971									
租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—														
租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	揮発油税等の軽減措置及び本軽減措置を前提とした県の石油製品輸送等補助事業により、沖縄におけるガソリン価格の抑制及び離島における石油製品の価格抑制及び供給の安定化が図られている。														
前回要望時 の達成目標	・ 沖縄県内のガソリン価格の抑制による県民生活・産業経済の安定 ・ 沖縄県内の家計消費支出におけるガソリン支出の割合を本軽減措置によらず最も割合の高い地域（東北・北陸地方）並に抑える。 令和6年：沖縄 2.8%、東北地方 2.8%														
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	・ 沖縄県内の家計消費支出におけるガソリン支出の割合を、本軽減措置によらず最も割合の高い地域（東北地方）並に抑える。 令和6年：沖縄 2.8%（※）、東北地方 2.8% （※）本軽減措置を加味した数値 令和6年においては、ガソリンに依存した経済体質からの脱却ができていないことから目標に達していない。沖縄県の社会経済状況及び県民生活の実態はなお厳しい状況が継続していることから、引き続き県民生活及び産業経済の安定を図る必要がある。														

これまでの 要望経緯	沖縄の本土復帰に伴い昭和 47 年度に創設されて以降、昭和 52 年度、57 年度、62 年度、平成 4 度、9 年度、14 年度、19 年度、24 年度、27 年度、令和 2 年度、4 年度、6 年度の計 12 回にわたり適用期限の延長が行われている。
-----------------------	--

令和9年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府休眠預金等活用担当室）

項目名	休眠預金による助成金を固定資産の取得等に充当した場合の税制上の所要の措置		
税目	法人税		
要望の内容	休眠預金による助成金を活用した民間公益活動の更なる促進のため、休眠預金による助成金を固定資産の取得等に充当した場合の、営利法人等における税務上の処理の取扱いの在り方について必要な検討を行い、税制上の所要の措置を講ずる。		
新設・拡充又は延長を必要とする理由			
	平年度の減収見込額 — 百万円 （制度自体の減収額） （ — 百万円） （改正増減収額） （ — 百万円） (1) 政策目的 休眠預金等活用制度は、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決並びに民間公益活動の自立した担い手の育成等を図ることを目的とした制度であり、現場の実情に応じて機動的かつ柔軟にニーズをくみ取り、解決していく民間団体を支援することで民間公益活動を促進しようとする、我が国においても先に類を見ない新たな仕組みである。 国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決に取り組む民間団体の裾野の拡大は、少子高齢化が進む社会を支える共助の推進に当たっても非常に重要であり、非営利団体だけでなく営利団体も含め、公益活動を行う民間団体の増加に向けて、活動開始の後押しとなる支援を行う必要がある。 (2) 施策の必要性 公益活動を行う民間団体が休眠預金による助成金を活用して固定資産の取得等を行い、活動の基盤を整えようとする場合、休眠預金による助成金とその他の補助金の税制上の位置づけの違いにより、営利団体と非営利団体との間で、受領した助成金を固定資産の取得等に充てた場合の税務上の取扱いに差が生じている。 こうした状況を踏まえ、営利法人等における税務上の処理の取扱いの在り方について税制上の所要の措置を検討する。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 11. 共生・共助政策 施策 11. 共助社会づくりの推進
		政策の達成目標	国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決並びに民間公益活動の自立した担い手の育成が進むこと
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	—
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—
		前回要望時 の達成目標	—
		前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯			—

（内閣府公益法人行政担当室）

項 目 名		公益法人のみなし寄附金に係る損金算入限度額の算出方法の見直し						
税 目		法人税						
要 望 の 内 容	公益法人が収益事業から公益目的事業に資金等を繰り入れる場合において、当該繰入額が実額ベースでみなし寄附金として損金算入されるよう、損金算入限度額の算出方法を見直す。							
	<関係条文> 法人税法第 37 条 法人税法施行令第 73 条、第 73 条の 2 法人税法施行規則第 22 条の 5 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>▲2,100 百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	▲2,100 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）
平年度の減収見込額	▲2,100 百万円							
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）							
（改正増減収額）	（ — 百万円）							
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 公益法人による公益目的事業の展開を促進し、公益法人による社会的課題の解決に向けた取組を促進する。							
	(2) 施策の必要性 公益法人については、中期的収支均衡（令和 6 年の公益法人制度改革前は収支相償）の基準の下（※1）、公益目的事業による収益だけではその実施のための資金が不足すると見込まれることなどを踏まえ、収益事業から公益目的事業への繰入額については寄附金とみなして一定限度額までの損金算入が認められている（みなし寄附金）。 現行制度では、法人の収益構造によっては収益事業から公益目的事業への繰入額の一部が損金算入されない状態となっているところ（※2）、法人の収益構造にかかわらず、収益事業から公益目的事業への繰入額が実額ベースでみなし寄附金として損金算入されるよう損金算入限度額の算出方法を見直すことで、公益目的事業による収益だけでは資金が不足する法人が積極的に公益目的事業に取り組めるようにする必要がある。 ※1 収支相償と中期的収支均衡について ・収支相償：公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えてはならないとするもの。 ・中期的収支均衡：公益目的事業に係る収入をその実施に要する適正な費用に充てることにより、中期的（5 年間）に収支の均衡が図られるようにしなければならないとするもの。 ※2 みなし寄附金の損金算入については、所得金額の 50%に相当する金額の損金算入限度額が認められるほか、収益事業から 50%超を繰り入れる法人については、みなし寄附金額のうち公益目的事業の実施のために必要な金額として算定された額（公益法人特別限度額）までの損金算入が認められてきた。 この点、令和 6 年の公益法人制度改革において、収支相償の基準が中期的収支均衡の基準に改正されたことにあわせて、公益法人特別限度額の基礎となる公益目的事業実施必要額の算定方法が見直され、過年度の欠損額（過年度特例残存欠損額）の通算を行うとともに、収益事業の収益の 50%を公益目的事業実施必要額から控除する扱いとされた。 当該取扱いの変更に伴い、収益事業から公益目的事業に 50%超を繰り入れる公益法人については、その収益構造等によっては、収益事業から公益目的事業への繰入額の一部が損金算入されず、法人税の課税ベースが拡大するケースが生じている。							

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策 19】公益認定等 【施策 24】公益法人制度改革等の推進
		政策の達成目標	公益法人がその潜在力を最大限発揮できる環境を整備し、民間公益活動の活性化につなげる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和6年度税制改正要望（公益法人制度改革に伴う所要の措置）

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府日本学術会議事務局）

項 目 名	日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、相続税、法人税		
要 望 の 内 容	日本学術会議法（令和 7 年法律第 70 号）（以下「法」という。）の成立により、令和 8 年 10 月 1 日に法人化される日本学術会議（以下「学術会議」という。）における安定的な財政基盤の確保に向けて、必要な税制上の所要の措置を講じるもの。 法人化後の学術会議においては、財源確保の方策の一つとして、学術の振興を目的とした寄附を広く募ることを想定している。学術会議への寄附を促進するため、個人・法人による寄附に係る税制上の特例措置・非課税措置を要望する。 ＜該当条項＞ 所得税関係：所得税法第 78 条第 2 項第 3 号、所得税法施行令第 217 条第 2 号 相続税関係：租税特別措置法第 70 条第 1 項、租税特別措置法施行令第 40 条の 4 第 2 号 法人税関係：法人税法第 37 条第 4 項、法人税法施行令第 77 条第 2 号		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 学術会議は、法の施行により、令和 8 年 10 月 1 日より特殊法人となる予定である。 法第 1 条において、法人化後の学術会議は、「我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的」としている。 (2) 施策の必要性 我が国及び世界が直面する社会課題の複雑化・深刻化が進み、国民生活や政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきている中で、意思決定を行う政府にとってはもちろんのこと、社会や国民にとっても、学術会議の知見や役割はますます重要になってきている。 こうしたなか、学術会議の機能強化に向けて、その独立性・自律性を抜本的に高めることを目的とした法が第 217 回国会で成立し、令和 8 年 10 月 1 日の法施行に伴い、学術会議は特殊法人となる。 審議の過程においては、衆議院内閣委員会で、附帯決議案が提出され、この中で、「（略）日本学術会議は、無駄を排除した上で、政府からの財政支援のみに依存せず、民間からの寄附金を始めとした財源の多様化を図るよう努めること。」とされているところ、賛成多数をもって附帯決議を付することが決した。（「日本学術会議法案に対する附帯決議」（令和 7 年 5 月 9 日衆議院内閣委員会））また、参議院内閣委員会においても、同趣旨の決議が採択されたところ（「日本学術会議法案に対する附帯決議」（令和 7 年 6 月 10 日参議院内閣委員会））。 法人化後の学術会議では、学術の振興を目的とした、個人・法人からの寄附を受け付けることを検討しているところ、以上のような経緯を踏まえ、学術会議に対する個人・法人からの寄附を一層促すため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 28. 日本学術会議 【施策】 33. 日本学術会議に関する施策の推進
		政策の達成目標	我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	1 法人
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	法人化後の学術会議に対し寄附を行った個人や法人が税制上の優遇を受けられることは、学術会議への寄附に対するインセンティブを付与する効果が期待される。 寄附により自主財源を確保することは、学術会議の安定的な財政基盤の確保に資するものであり、その独立性や自律性を確保しつつ、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与するという学術会議の目的の達成に資するものである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	学術会議への個人・法人からの寄附金について、以下の税制上の特例措置を要望。 ・ 寄附金を支出した場合に、一定額を所得割から控除（個人住民税） ・ 寄附金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入（法人住民税、事業税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和9年度日本学術会議関連予算の概算要求

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	法第 48 条第 1 項では、「政府は、予算の範囲内において、会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができる」とされている。一方で、財政基盤の多様化を通じて自律的な活動を拡大する可能性が広がることは、法人化によるメリットの 1 つである。国の予算措置に加えて、寄附金等を通じて活動に必要な資金を確保することは、学術会議の安定的な財政基盤の確保に資するものであり、その独立性や自律性を確保しつつ、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与するという目的の達成に資するものである。
		要望の措置の妥当性	財政基盤を多様化し、自律的な活動の拡大する可能性が広がることは、法人化によるメリットの 1 つである。税制上の措置を講じることにより、学術会議が学術の向上発達を図るとともに、その独立性や自律性を確保しつつ、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与するという目的の実現が期待されることから、当該措置は妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
	これまでの要望経緯	令和 7 年度 日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置を創設	

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室）

項 目 名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。 【特例措置の内容】 投資税額控除 ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が 1,000 万円超の場合、一定割合（機械・装置の取得価額の 15%、建物・附属設備・構築物の取得価額の 8%）を法人税額から控除。 ・法人税額の 20% 限度（繰越税額控除 4 年）、取得価額の上限 20 億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設（各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定） ①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設（宿泊施設に附属する温泉保養施設を含む）、④集会施設（宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む）、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設。 <経済産業省及び国土交通省との共同要望> 【関係条文】 沖縄振興特別措置法第 8 条 租税特別措置法第 42 条の 9 租税特別措置法施行令第 27 条の 9 租税特別措置法施行規則第 20 条の 4		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）		- 百万円 （ ▲ 0 百万円） （ - 百万円）

新 を 設 必 要 と す る 理 由 延 長	(1) 政策目的 観光関連施設への設備投資を促し、観光産業の高付加価値化を通じて、観光収入向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。 (2) 施策の必要性 沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は依然全国最下位となっている。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、観光産業は、沖縄の優位性を発揮できる重要産業であり、観光産業の振興を図ることは沖縄振興策として極めて重要である。 そこで、県内外企業の観光関連施設への投資意欲を高め、観光関連施設の高付加価値化を図ることで、観光収入を更に伸ばし、もって一人当たり県民所得の向上につなげるため、本特例措置を講ずる。		
今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	【政策】10 沖縄政策 【施策】10 沖縄振興に関する施策の推進
		政 策 の 達 成 目 標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例措置の活用により、設備投資を促し、特定民間観光関連施設(※)の高付加価値化が図られることによって、観光収入の増加へとつなげる。 (※)本特例措置の対象施設となる観光関連施設 ○ 達成目標 ・ 観光収入 令和11年度観光収入：1兆3,328億円 ・ 本特例措置活用事業者の付加価値額増加額 令和11年度：8億206万円 ・ 本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額 令和11年度：30億3,811万円 (算出方法) 令和5年度の一人当たり県民所得(231万5千円)(実績)と「令和13年度に一人当たり県民所得291万円」という値を基に、令和11年度に必要な一人当たり県民所得を276万1千円と推計(必要な年平均増加額：7.4万円)。 令和11年度に一人当たり県民所得276万1千円を達成するために必要な令和11年度の観光収入の目標を1兆3,328億円と設定。 これを基に、令和11年度の観光収入の目標額を達成するために必要な本特例措置を活用したことによる令和11年度の本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額を8億206万円と設定。 以上により、令和11年度の本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額の目標を達成するために必要な令和11年度の投資額の目標を30億3,811万円と設定。

			○ 測定指標 ・観光収入額 ・本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額 ・本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額 ○ 達成目標の変更理由 従前の達成目標は、①特定民間観光関連施設への累計投資額及び②民間観光関連施設数を設定していた。 今回要望では、令和４年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて、更に具体的に本特例措置の効果測定を検証するため、政策目的として「一人当たり県民所得」を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。 (参考) ・従前の達成目標： ①特定民間観光関連施設への設備投資累計額 ②特定民間観光関連施設数																								
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和９年４月１日から令和１２年３月３１日）																								
		同上の期間中の達成目標	○ 達成目標 ・観光収入 <table border="1"> <tr> <td></td><td>令和９年度</td><td>令和１０年度</td><td>令和１１年度</td></tr> <tr> <td>観光収入</td><td>１兆１,６０６億円</td><td>１兆２,４５３億円</td><td>１兆３,３２８億円</td></tr> </table> ・本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額 <table border="1"> <tr> <td></td><td>令和９年度</td><td>令和１０年度</td><td>令和１１年度</td></tr> <tr> <td>付加価値額増加額</td><td>７億４,９６６万円</td><td>７億７,５８６万円</td><td>８億２０６万円</td></tr> </table> ・本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額 <table border="1"> <tr> <td></td><td>令和９年度</td><td>令和１０年度</td><td>令和１１年度</td></tr> <tr> <td>設備投資額</td><td>２８億３,９６３万円</td><td>２９億３,８８８万円</td><td>３０億３,８１１万円</td></tr> </table>		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	観光収入	１兆１,６０６億円	１兆２,４５３億円	１兆３,３２８億円		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	付加価値額増加額	７億４,９６６万円	７億７,５８６万円	８億２０６万円		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	設備投資額	２８億３,９６３万円	２９億３,８８８万円	３０億３,８１１万円
	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度																								
観光収入	１兆１,６０６億円	１兆２,４５３億円	１兆３,３２８億円																								
	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度																								
付加価値額増加額	７億４,９６６万円	７億７,５８６万円	８億２０６万円																								
	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度																								
設備投資額	２８億３,９６３万円	２９億３,８８８万円	３０億３,８１１万円																								

	政策目標の達成状況	○過去の達成状況														
		・観光収入														
		<table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>観光収入</td><td>2,485億円</td><td>2,924億円</td><td>7,013億円</td><td>8,507億円</td><td>9,821億円</td><td>1兆747億円</td></tr></table>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	観光収入	2,485億円	2,924億円	7,013億円	8,507億円	9,821億円	1兆747億円
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度								
観光収入	2,485億円	2,924億円	7,013億円	8,507億円	9,821億円	1兆747億円										
【沖縄県調査】																
・本特例措置活用事業者の付加価値増加額																
		<table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>付加価値増加額</td><td>0円</td><td>844万円</td><td>4,980万円</td><td>—</td></tr></table>		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	付加価値増加額	0円	844万円	4,980万円	—				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度												
付加価値増加額	0円	844万円	4,980万円	—												
		※令和7年度の数値は未確定 【主務大臣確認時の申請書情報及び実施状況報告書に基づく】														
		・本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額														
		<table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>設備投資額</td><td>0円</td><td>8億3,192万円</td><td>1億680万円</td><td>518億6,276万円</td></tr></table>		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	設備投資額	0円	8億3,192万円	1億680万円	518億6,276万円				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度												
設備投資額	0円	8億3,192万円	1億680万円	518億6,276万円												
		【主務大臣確認時の申請書情報及び実施状況報告書に基づく】														
有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度以降、平年度で約31億円の設備投資、約8億円の付加価値額の増加が見込まれる。 ※①設備投資額の令和6年度及び令和7年度実績の平均値と②付加価値額増加額の令和6年度実績及び令和7年度の見込みの平均値を基に、令和9年度以降も令和7年度の適用件数見込み（11件）が継続するものと仮定して算出 【令和6年度及び7年度の主務大臣確認時の申請書情報及び実施状況報告書に基づき推計】※令和7年度の例外的な大規模投資案件の設備投資額及び付加価値増加額は計算から除外。														
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	○ 今後の達成見込み														
		・本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額														
		<table><tr><td></td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>設備投資額</td><td>約31億円</td><td>約31億円</td><td>約31億円</td></tr></table>		令和9年度	令和10年度	令和11年度	設備投資額	約31億円	約31億円	約31億円						
	令和9年度	令和10年度	令和11年度													
設備投資額	約31億円	約31億円	約31億円													
		・本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額														
		<table><tr><td></td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>付加価値額増加額</td><td>8億2,652万円</td><td>8億2,652万円</td><td>8億2,652万円</td></tr></table>		令和9年度	令和10年度	令和11年度	付加価値額増加額	8億2,652万円	8億2,652万円	8億2,652万円						
	令和9年度	令和10年度	令和11年度													
付加価値額増加額	8億2,652万円	8億2,652万円	8億2,652万円													

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除並びに不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置																										
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																										
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																										
	要望の措置の妥当性	政策目的である「一人当たり県民所得の向上」を図るため、観光関連施設への設備投資を促し、観光産業の高付加価値化を目指すことを目標としており、企業に対して効果的にインセンティブを与え、新たな設備投資を促進し、産業（観光施設）の高付加価値化を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことが出来る特例措置が的確な手段である。 また、本特例措置は沖縄の目指す観光地の形成に資すると判断される場合に、対象施設に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることなく必要最小限の措置となっている。																										
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○過去3年間の適用実績 （単位：件、百万円） <table><tr><td></td><td colspan="2">令和5年度</td><td colspan="2">令和6年度</td><td colspan="2">令和7年度</td></tr><tr><td></td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>13</td><td>11</td><td>4,149</td></tr></table> 【財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】 ※令和7年度の件数及び金額は主務大臣確認時の申請書情報に基づく推計 （設備投資額に一律8％の税額控除で計算）							令和5年度		令和6年度		令和7年度			件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	0	0	2	13	11	4,149
		令和5年度		令和6年度		令和7年度																						
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																						
投資税額控除	0	0	2	13	11	4,149																						
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	○令和4年度～6年度の適用実態調査結果 （適用件数、適用額） （単位：件、百万円） <table><tr><td></td><td colspan="2">令和4年度</td><td colspan="2">令和5年度</td><td colspan="2">令和6年度</td></tr><tr><td></td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>2</td><td>18</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>13</td></tr></table> 【財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】							令和4年度		令和5年度		令和6年度			件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	2	18	0	0	2	13	
	令和4年度		令和5年度		令和6年度																							
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																						
投資税額控除	2	18	0	0	2	13																						

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	令和7年度から令和8年度までの間に本特例措置を活用した特定民間観光関連施設の設備累計投資額は約524億円(※1)と目標を達成し、加えて令和8年度の特定民間観光関連施設数も309施設(※2)と目標を達成しており、本特例措置を通じて魅力ある観光関連施設の整備を促進し、国内外からの観光客来訪の促進に資する観光地の形成に繋がった。 (※1) ①令和7年度 ・適用件数：10件 ・適用事業者による設備投資累計額：518億62百万円 ②令和8年度(令和8年6月12日時点実績) ・適用件数：2件 ・適用事業者による設備累計投資額：5億32百万円 ①+②=523億94百万円 【沖縄県調査及び主務大臣確認時の申請書情報を基に算出】 (※2) (民間観光関連施設の考え方) 観光客の多様なニーズに応えることのできる民間観光関連施設(特定民間観光関連施設と宿泊施設)の設置数とする。 ①特定民間観光関連施設数(令和8年6月12日時点実績)：42施設 ※25(H24～R5の適用施設)+3(R6)+10(R7)+4(R8現在)=42 ②宿泊施設(令和6年12月時点実績)：267施設 ①+②=309施設 【沖縄県調査を基に算出】
	前回要望時の達成目標	○ 特定民間観光関連施設への累計投資額の増加 ・令和7年度から令和8年度までの間の特定民間観光関連施設への設備投資累計額：31億18百万円 <算出方法> 平成24年度から令和5年度までの設備投資額累計額：17,146百万円 年平均設備投資額=17,146百万円÷11年=1,559百万円/年 ※令和元年度は取得価額が不明なため除く 1,559百万円×2年(R7・R8)=31億18百万円 【沖縄県調査を基に算出】 ○ 民間観光関連施設の設置数 ・令和8年度民間観光関連施設数：304施設 <算出方法> 特定民間観光関連施設については、令和6年度以降に4施設/年の適用を目標とする。 宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの11施設/年の新設を目標とする。 R5 R8 施設数 259施設 ⇒ 304施設 (+45施設) 【沖縄県調査を基に算出】
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	○ 従前の達成目標の実現状況 設定した目標について上記のとおり達成している。

これまでの 要望経緯	平成 10 年度	観光振興地域制度を創設
	平成 14 年度	観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和
	平成 19 年度	観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加）
	平成 24 年度	観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設
	平成 26 年度	観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和
	平成 29 年度	観光地形成促進地域制度に係る対象施設から 9 施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館）
	令和元年度	2 年間延長
	令和 3 年度	1 年間延長
	令和 4 年度	3 年間延長（県知事認定・主務大臣の確認制度導入、対象となる特定民間観光施設の見直し）
	令和 7 年度	2 年間延長（対象施設（国際健康管理・増進施設）の一部除外、適用期間の見直し）

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期アウトカムに本特例措置活用事業者の設備投資額、中期アウトカムに観光収入額、長期アウトカムに一人当たり県民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和4年度（1年間）】：未達成
- 中期【令和4～5年度（2年間）】：達成
- 長期【令和4～6年度（3年間）】：実績不明

○短期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

コロナ禍の影響で落ち込んでいた観光産業は回復傾向にはあったものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じており、また、令和4年度から主務大臣確認制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追い付いていないことや制度の周知広報の不足から、十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。

今後は、制度の更なる周知広報を行った上で、主務大臣制度により取得できるデータも活用し、引き続き効果検証に努めることとする。

○中期アウトカムを達成した上で、措置を更に延長すべき理由

令和5年度時点の中期アウトカムの目標は達成したものの、令和13年度時点の一人当たり県民所得の目標（※）を達成するためには、引き続き、観光産業の高付加価値化を通じて観光収入向上を図る必要があることから、本特例措置を引き続き継続する必要がある。

※291万円：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月。沖縄県作成）における令和13年度の一人当たり県民所得の展望値。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室）

項 目 名	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、措置の内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。 【拡充要望】 対象事業を見直した上で、情報通信産業振興地域を県内全域へ拡大 【延長する課税の特例】 （情報通信産業振興地域） ア 投資税額控除（法人税） ・ 対象地域内において情報通信業務用設備を新設又は増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 (7) 建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの 8 % (1) 機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの 15 % ・ 法人税額の 20%が上限額（繰越 4 年）、取得価額の上限額 20 億円 ・ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 （情報通信産業特別地区） イ 所得控除（法人税）（※情報通信産業振興地域に係る投資税額控除との選択制度） ・ 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入（事業認定法人で、法人設立後 10 年間） 【関係条文】 ・ 沖縄振興特別措置法 第 31 条 ・ 租税特別措置法 第 42 条の 9、第 60 条 ・ 租税特別措置法施行令 第 27 条の 9、第 36 条 ・ 租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 21 条の 17 の 3 〈総務省及び経済産業省と共同要望〉		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲38 百万円 (▲100 百万円) (－ 百万円)

新 を 設 必 要 と す る 理 由 延 長	(1) 政策目的 情報通信産業の更なる集積と設備投資を促しながら、情報通信産業の高度化を通じた売上向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。 (2) 施策の必要性 沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は全国最下位である。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、情報通信産業は、本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光産業に次ぐリーディング産業として成長が期待される分野である。情報通信産業の更なる集積と設備投資を促しながら当該産業の売上高を増加させる必要がある。		
今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	【政策】 10 沖縄政策 【施策】 10 沖縄振興に関する施策の推進
		政 策 の 達 成 目 標	租税特別措置等により達成しようとする目標 本特例措置の活用により、情報通信関連作業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、情報通信産業の高度化を通じて当該産業の売上増加へとつなげる。 ○達成目標 ・ 情報通信産業の売上高 令和 11 年度：5,342 億円 ・ 本特例措置活用事業者の設備投資額 令和 11 年度：3 億円 ・ 情報通信産業の新規立地企業数 令和 11 年度：30 社 （算出方法） 令和 5 年度の一人当たり県民所得（231 万 5 千円）（実績）と令和 13 年度に一人当たり県民所得 291 万円という値を基に必要な年平均増加額（7.4 万円）から、令和 11 年度に必要な一人当たり県民所得 276 万 1 千円を推計。 令和 11 年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和 11 年度の情報通信産業の売上高の目標を 5,342 億円と設定。 これを元に令和 11 年度の情報通信産業の売上高を達成するために必要な目標投資額を 3 億円と設定。 令和 13 年度の情報通信関連企業の集積を 300 社としており、そこから年平均の新規立地企業数を設定。 ○測定指標 ・ 情報通信産業の売上高 ・ 本特例措置活用事業者の設備投資額 ・ 情報通信産業の新規立地企業数

		○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、本特例措置を活用した新規立地企業の数及び本特例措置を活用した企業の労働生産性上昇率を設定していた。 今回の要望では、令和４年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて更に具体的に本特例措置の効果測定を検証するため、政策目的として、一人当たり県民所得を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。																		
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和１２年３月３１日までの３年間																		
	同上の期間中の達成目標	○情報通信産業の売上高 <table border="1"> <tr> <th>令和９年度</th><th>令和１０年度</th><th>令和１１年度</th></tr> <tr> <td>５,０５４億円</td><td>５,１９８億円</td><td>５,３４２億円</td></tr> </table> ○本特例措置活用事業者の設備投資額 <table border="1"> <tr> <th>令和９年度</th><th>令和１０年度</th><th>令和１１年度</th></tr> <tr> <td>３億円</td><td>３億円</td><td>３億円</td></tr> </table> ○情報通信産業の新規立地企業数 <table border="1"> <tr> <th>令和９年度</th><th>令和１０年度</th><th>令和１１年度</th></tr> <tr> <td>３０社</td><td>３０社</td><td>３０社</td></tr> </table>	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	５,０５４億円	５,１９８億円	５,３４２億円	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	３億円	３億円	３億円	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	３０社	３０社	３０社
令和９年度	令和１０年度	令和１１年度																		
５,０５４億円	５,１９８億円	５,３４２億円																		
令和９年度	令和１０年度	令和１１年度																		
３億円	３億円	３億円																		
令和９年度	令和１０年度	令和１１年度																		
３０社	３０社	３０社																		
	政策目標の達成状況	○過去の達成状況 ・情報通信産業の売上高 <table border="1"> <tr> <th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr> <tr> <td>４,０３１億円</td><td>４,４６４億円</td><td>４,７９４億円</td></tr> </table> ・本特例措置活用事業者の設備投資額 <table border="1"> <tr> <th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr> <tr> <td>２億円</td><td>３９億円</td><td>１３億円</td></tr> </table> ・情報通信産業の新規立地企業数 <table border="1"> <tr> <th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr> <tr> <td>３５社</td><td>４社</td><td>—</td></tr> </table> ※令和６年度についてはデータなし。	令和４年度	令和５年度	令和６年度	４,０３１億円	４,４６４億円	４,７９４億円	令和４年度	令和５年度	令和６年度	２億円	３９億円	１３億円	令和４年度	令和５年度	令和６年度	３５社	４社	—
令和４年度	令和５年度	令和６年度																		
４,０３１億円	４,４６４億円	４,７９４億円																		
令和４年度	令和５年度	令和６年度																		
２億円	３９億円	１３億円																		
令和４年度	令和５年度	令和６年度																		
３５社	４社	—																		

	有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で所得控除4件（22 百万円）、投資税額控除 14 件（463 百万円）の適用を見込む。			
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 なお、情報通信産業の売上高は令和4年度から令和6年度において 763 億円増加した。			
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 事業所税の資産割の課税標準の特例 ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置			
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—			
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—			
	要望の措置の妥当性	事業者の投資判断は事業者ごとにそのタイミングが異なるところ、単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、事業者へ効果的にインセンティブを与え、情報通信産業振興地域・特別地区への立地や設備投資を促す手段としては、各事業者が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる当該措置が的確な手段である。 また、当該措置は、主務大臣による確認制度を導入し、付加価値等の所定の要件を充足する事業者に限り本特例措置の適用を認めている。あわせて、措置実施期間中は毎事業年度に実施状況報告書の提出を義務付けており、事業者が策定した措置実施計画の進捗及び達成状況の把握が可能である。これにより、当該措置には一定の規律が担保され、設備投資の効果が見込まれる事業者に対象が限定されている。したがって、当該措置は、適用対象及び内容のいずれの観点からも必要最小限のものと考えられる。 税制を活用した新規立地企業の適用実績が少ない理由として、新規立地企業が所得控除制度の適用を受けるための事業認定要件（情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた企業に限定されている。）が厳格となっており、これを満たすことができる企業が少ない等の理由により、認定企業が僅少な状況となっている。				
置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	（過去3年間の適用実績）				
		（単位：件、百万円）				
		項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
		所得控除	適用件数	1	1	1
		減収額	1	2	2	
		投資税額控除	適用件数	6	5	6
		減収額	330	119	234	
※令和5年度～6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）における実績、令和7年度は沖縄県調査に基づいて算出。						

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	(過去3年間の適用実績)																							
		(単位：件、百万円)																							
		<table><tr><th colspan="2">項目</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td rowspan="2">所得控除</td><td>適用件数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>適用額</td><td>2</td><td>4</td><td>8</td></tr><tr><td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用件数</td><td>8</td><td>6</td><td>5</td></tr><tr><td>適用額</td><td>104</td><td>330</td><td>119</td></tr></table>	項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	所得控除	適用件数	1	1	1	適用額	2	4	8	投資税額控除	適用件数	8	6	5	適用額	104	330	119
		項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度																			
所得控除	適用件数	1	1	1																					
	適用額	2	4	8																					
投資税額控除	適用件数	8	6	5																					
	適用額	104	330	119																					
※根拠条文：42の9、60																									
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本特例措置の活用により、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、情報通信産業の高度化を通じて当該産業の売上増加へとつなげる。 また、更なる情報通信関連企業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光など他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。 令和6年度の一人当たり県民所得は未確定であるものの、本特例措置活用事業者の設備投資額は、令和4年度から令和6年度までの合計54億円であり、その投資による効果として令和4年度以降の当該措置適用事業者の令和6年度の付加価値額増加分は約14億円であることから、令和6年度の一人当たり県民所得の向上に一定程度寄与していると考えられる。																							
	前回要望時の達成目標	・本制度を活用した新規立地企業の数 2社以上／年 ・本制度を活用した企業の労働生産性上昇率を平年間で1.2%以上向上																							
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時に設定した測定指標について、本特例措置を活用した新規立地企業数については目標を満たせなかった。 本特例措置を活用した企業の労働生産性上昇率は、令和5年度は未達であったが、令和6年度は達成していた。 新規立地企業数及び令和5年度の労働生産性上昇率について目標を満たせなかった理由としては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、企業が沖縄県への立地に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じたことが要因の一つと考えられる。																							
これまでの要望経緯		平成10年 ・情報通信産業振興地域の創設 平成14年 ・5年間延長 平成19年 ・情報通信産業特別地区の創設 平成24年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充（常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和） 平成26年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。 ・特定情報通信事業にバックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 平成29年 ・2年間延長 平成31年 ・2年間延長 令和3年度 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10人→5人） ・特定情報通信事業に情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ（機械・装置、特定の器具・備品1,000万円超→100万円超）																							

	・ 1年間延長 令和4年度 ・ 3年間延長 ・ 情報通信産業振興地域における対象事業から情報記録物製造業ほかを廃止 ・ 情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを追加し、インターネット・サービス・プロバイダ及びインターネット・エクスチェンジは廃止 ・ 課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入 令和7年度 ・ 2年間延長（パッケージソフトウェア業を廃止）
--	---

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期アウトカムに本特例措置活用事業者の設備投資額、中期アウトカムに情報通信産業の売上高、長期アウトカムに一人当たり県民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和4年度（1年間）】：未達成
- 中期【令和4～5年度（2年間）】：達成
- 長期【令和4～6年度（3年間）】：実績不明

○短期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

コロナの拡大によって県の経済全体が落ち込み、事業者が設備投資や沖縄県への立地に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じており、また、令和4年度から主務大臣確認制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追い付いていないことや制度の周知広報の不足から、十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。

そこで、今後は、制度の更なる周知広報を行った上で、主務大臣制度により取得できるデータも活用し、引き続き効果検証に努めることとする。

○中期アウトカムを達成した上で、措置を更に延長すべき理由

令和5年度時点の中期アウトカムの目標は達成したものの、令和13年度時点の一人当たり県民所得の目標（※）を達成するためには、引き続き、設備投資による情報通信産業の高付加価値化及び事業規模の拡大並びに新規立地企業の増加により、情報通信産業の売上高向上を図る必要があることから、本特例措置を引き続き継続する必要がある。

※291万円：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月。沖縄県作成）における令和13年度の一人当たり県民所得の展望値。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室）

項 目 名	沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税の特例について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。 【延長する課税の特例】 (1)～(2)は選択制（県知事認定及び主務大臣の確認を受けた者のみ） (1) 投資税額控除（法人税） - 産業イノベーション促進地域の区域内において産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。 ア. 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：15% イ. 建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：8% - 控除額限度は法人税額の 20%、繰越税額控除 4 年、取得価額上限は 20 億円 (2) 特別償却（法人税、所得税） - 産業イノベーション促進地域の区域内において産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額（または所得税法の規定による償却費）に加え、特別償却できる。 ア. 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：34% イ. 建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：20% - 取得価額上限は各事業年度当たり合計 20 億円 【関係条文】 ・ 沖縄振興特別措置法 第 36 条 ・ 租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条 ・ 租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9 ・ 租税特別措置法施行規則 第 5 条の 13、第 20 条の 4、第 20 条の 16 〈経済産業省と共同要望〉		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）		— 百万円 （ ▲300 百万円） （ — 百万円）

新 を 設 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 設備投資を通じて、製品開発力、生産技術の向上やDXへの取組等を進め、産業イノベーション関連産業の高度化を通じた売上向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。 (2) 施策の必要性 沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は全国最下位である。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、沖縄県の産業構造に占める製造業の構成比は4.0%（令和4年度）で、全国平均19.8%と比較して大きく下回っている。また、製造業の高度化が進んでいないことが、市場競争力や域内自給率の低さの一因となっている。こうした状況を踏まえ、沖縄県の持続的な経済成長と所得向上を実現するため、産業高度化等を進め、産業間の連携による生産性向上や域内経済循環、域内自給を促進する必要がある。		
今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	【政策】10 沖縄政策 【施策】10 沖縄振興に関する施策の推進
		政 策 の 達 成 目 標	租税特別措置等により達成しようとする目標 本特例措置の活用により、設備投資を促し、産業イノベーション関連産業の高度化が図られることにより、売上向上を図る。 ○達成目標 - 産業イノベーション関連産業の売上高 令和11年度：5兆2,441億円 - 本特例措置活用事業者の設備投資額 令和11年度：117億円 （算出方法） 令和5年度の一人当たり県民所得（231万5千円）（実績）と令和13年度に291万円という値を基に必要な年平均増加額（7.4万円）から、令和11年度の一人当たり県民所得276万1千円を推計。 令和11年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和11年度の産業イノベーション関連産業の売上高の目標を5兆2,441億円と設定。 令和11年度の産業イノベーション関連産業の売上高を達成するために必要な目標投資額を117億円と設定。 ○測定指標 - 産業イノベーション関連産業の売上高 - 本特例措置活用事業者の設備投資額 ○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、本特例措置を活用した事業者の粗付加価値の増加のみを設定していた。 今回の要望では、令和4年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて更に具体的に本特例措置の効果検証をするため、政策目的として、一人当たり県民所得を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目的を変更した。

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間		
		同上の期間中の達成目標	○産業イノベーション関連産業の売上高		
			令和9年度	令和10年度	令和11年度
			4兆9,616億円	5兆1,028億円	5兆2,441億円
			○本特例措置活用事業者の設備投資額		
			令和9年度	令和10年度	令和11年度
			117億円	117億円	117億円
		政策目標の達成状況	○過去の達成状況		
			・産業イノベーション関連産業の売上高		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
			4兆907億円	4兆3,751億円	4兆6,458億円
			・本特例措置活用事業者の設備投資額		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
			30億円	22億円	57億円
	有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で投資税額控除18件（258百万円）、特別償却3件（90百万円）の適用を見込む。		
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、新たな設備投資により産業イノベーション関連企業の高度化が進み、製造業等の生産性・生産額が拡大することにより、産業イノベーション関連産業の売上高を増加させる効果がある。 なお、産業イノベーション関連産業の売上高は令和4年度から令和6年度において5,551億円増加した。		
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	○事業所税の資産割の課税標準の特例 ○事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置		
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—		

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																							
		要望の措置の妥当性	事業者の投資判断は事業者ごとにそのタイミングが異なるところ、単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、事業者へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、各事業者が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる当該措置が的確な手段である。 また、当該措置は、主務大臣による確認制度を導入し、付加価値等の所定の要件を充足する事業者に限り本特例措置の適用を認めている。あわせて、措置実施期間中は毎事業年度に実施状況報告書の提出を義務付けており、事業者が策定した措置実施計画の進捗及び達成状況の把握が可能である。これにより、当該措置には一定の規律が担保され、設備投資の効果が見込まれる事業者に対象が限定されている。したがって、当該措置は、適用対象及び内容のいずれの観点からも必要最小限のものと考えられる。 特別償却の適用件数は僅少であるが、これは投資税額控、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。 この理由としては、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多いからである。他方、特別償却も事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となった企業も税制上の欠損金の繰越しという制度との併用により先行投資等により発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越すことが可能である。 よって、企業の業績状況形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、当該地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。																							
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	(過去3年間の適用実績) (単位：件、百万円) <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr><tr><td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用件数</td><td>15</td><td>20</td><td>19</td></tr><tr><td>減収額</td><td>94</td><td>303</td><td>752</td></tr><tr><td rowspan="2">特別償却</td><td>適用件数</td><td>3</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>減収額</td><td>23</td><td>1</td><td>17</td></tr></table> (令和5年度～令和6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、令和7年度は沖縄県調査による件数及び金額)		項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	投資税額控除	適用件数	15	20	19	減収額	94	303	752	特別償却	適用件数	3	1	2	減収額	23	1	17
	項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度																					
投資税額控除	適用件数	15	20	19																						
	減収額	94	303	752																						
特別償却	適用件数	3	1	2																						
	減収額	23	1	17																						
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	(過去3年間の適用実績) (単位：件、百万円) <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用件数</td><td>16</td><td>15</td><td>20</td></tr><tr><td>適用額</td><td>84</td><td>94</td><td>303</td></tr><tr><td rowspan="2">特別償却</td><td>適用件数</td><td>0</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>適用額</td><td>0</td><td>101</td><td>5</td></tr></table> 根拠条文：12.42の9、45		項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	投資税額控除	適用件数	16	15	20	適用額	84	94	303	特別償却	適用件数	0	3	1	適用額	0	101	5
項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度																						
投資税額控除	適用件数	16	15	20																						
	適用額	84	94	303																						
特別償却	適用件数	0	3	1																						
	適用額	0	101	5																						

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本特例措置を通じて、新たな設備投資により産業イノベーション関連企業の高度化が進み、製造業等の生産性・生産額が拡大することにより、産業イノベーション関連産業の売上高を増加させる効果がある。 令和6年度の一人当たり県民所得は未確定であるものの、本特例措置活用事業者の設備投資額は、令和4年度から令和6年度までの合計109億円であり、その投資による効果として令和4年度以降の当該措置活用事業者の令和6年度の付加価値増加分は262億円であることから、令和6年度の一人当たり県民所得の向上に一定程度寄与していると考えられる。
	前回要望時の達成目標	従前の達成目標は、本特例措置活用事業者の付加価値額を年平均で10.34億円増加させ、令和8年度までに20.68億円増加させることとしていた。 現時点において確認できる本特例措置活用事業者の付加価値額は、令和4年度から令和5年度にかけて78億円増加、令和5年度から令和6年度にかけて262億円増加となっており目標は達成している。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	○従前の達成目標の実現状況 設定した目標については、現時点においては上記のとおり達成している。
これまでの要望経緯		○平成14年度 ・産業高度化地域の創設 ○平成19年度 ・5年間延長 ○平成24年度 ・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 ・対象地域を13市町村から全市町村に拡大 ・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ(1,000万円超→500万円超) ○平成26年度 ・機械等下限取得価格の引下げ(500万円超→100万円超) ○平成29年度 ・2年間延長 ○令和元年度 ・2年間延長 ○令和3年度 ・1年間延長 ○令和4年度 ・産業高度化・事業革新促進地域から、産業イノベーション促進地域に改称 ・3年間延長 ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入 ○令和7年度 ・2年間延長 ・対象業種の一部縮減

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期アウトカムに本特例措置活用事業者の設備投資額、中期アウトカムに産業イノベーション関連産業売上高、長期アウトカムに一人当たり県民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和4年度（1年間）】：未達成
- 中期【令和4～5年度（2年間）】：達成
- 長期【令和4～6年度（3年間）】：実績不明

○短期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

コロナの拡大によって県の経済全体が落ち込み、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じており、また、令和4年度から主務大臣確認制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追いついていないことや制度の周知広報の不足から、十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。

そこで、今後は、制度の更なる周知広報を行った上で、主務大臣制度により取得できるデータも活用し、引き続き効果検証に努めることとする。

○中期アウトカムを達成した上で、措置を更に延長すべき理由

令和5年度時点の中期アウトカムの目標は達成したものの、令和13年度時点の一人当たり県民所得の目標（※）を達成するためには、引き続き、産業イノベーション関連産業の高度化を通じて売上向上を図る必要があることから、本特例措置を引き続き継続する必要がある。

※291万円：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月。沖縄県作成）における令和13年度の一人当たり県民所得の展望値。

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室）

項 目 名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。 【延長する課税の特例】 （１）～（３）は選択制（県知事認定及び主務大臣の確認を受けた者のみ） （１）投資税額控除（法人税） ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した認定事業者である青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除 ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるものの 8% ・機械及び装置の合計額が 100 万円を超えるもの 15% イ 法人税額の 20%限度（繰越税額控除 4 年）、取得価額の上限 20 億円 ウ 対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる （２）特別償却（法人税、所得税） ア 1,000 万円を超える建物等 25%、100 万円を超える機械及び装置 50% イ 取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 （３）所得控除 ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、認定法人の認定特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入（認定法人で法人設立後 10 年間） 【関係条文】 ・沖縄振興特別措置法 第 50 条 ・租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条、第 60 条 ・租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9、第 36 条 ・租税特別措置法施行規則 第 5 条の 13、第 20 条の 16、第 21 条の 17 の 3 〈経済産業省と共同要望〉		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）		－ 百万円 （ ▲200 百万円） （ － 百万円）

新 を 設 必 要 と 拡 充 す る 理 由 延 長	(1) 政策目的 国際物流拠点関連産業の更なる集積と設備投資を促しながら域外搬出額を増加させ、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。 (2) 施策の必要性 沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は全国最下位である。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、沖縄は企業の立地には多額な初期投資や割高な物流コスト、サプライチェーンの構築など、安定的な経営を確立するための課題が多い一方で、アジアに近いという強みがあり、国際物流拠点関連産業の更なる集積と設備投資を促しながら域外搬出額を増加させる必要がある。		
今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	【政策】 10 沖縄政策 【施策】 10 沖縄振興に関する施策の推進
		政 策 の 達 成 目 標	租税特別措置等により達成しようとする目標 本特例措置の活用により、沖縄県内への国際物流拠点産業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、国際物流拠点関連産業の域外搬出額を増加させる。 ○達成目標 ・ 国際物流拠点関連産業の域外搬出額 令和 11 年度：1,178 億円 ・ 本特例措置活用事業者の設備投資額 令和 11 年度：18 億円 ・ 国際物流拠点関連産業の新規立地企業数 令和 11 年度：30 社 （算出方法） 令和 5 年度の一人当たり県民所得（231 万 5 千円）（実績）と令和 13 年度に 291 万円という値を基に必要な年平均増加額（7 万 4 千円）から、令和 11 年度の一人当たり県民所得 276 万円 1 千円を推計。 令和 11 年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和 11 年度の国際物流拠点関連産業の域外搬出額の目標を 1,178 億円と設定。 これを基に令和 11 年度の国際物流拠点関連産業の域外搬出額を達成するために必要な目標投資額を 18 億円と設定。 令和 13 年度の国際物流拠点の集積を 300 社としており、そこから年平均の新規立地企業数を設定。 ○測定指標 ・ 国際物流拠点関連産業の域外搬出額 ・ 本特例措置活用事業者の設備投資額 ・ 国際物流拠点関連産業の新規立地企業数 ○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、本特例措置を活用した新規立地企業の数を設定していた。

			今回の要望では、令和４年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて更に具体的に本特例措置の効果測定を検証するため、政策目的として、一人当たり県民所得を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。						
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和１２年３月３１日までの３年間						
		同上の期間中の達成目標	○国際物流拠点関連産業の域外搬出額						
			<table><tr><td>令和９年度</td><td>令和１０年度</td><td>令和１１年度</td></tr><tr><td>１,１７８億円</td><td>１,２１１億円</td><td>１,２４５億円</td></tr></table>	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	１,１７８億円	１,２１１億円	１,２４５億円
令和９年度	令和１０年度		令和１１年度						
１,１７８億円	１,２１１億円		１,２４５億円						
			○本特例措置活用事業者の設備投資額						
			<table><tr><td>令和９年度</td><td>令和１０年度</td><td>令和１１年度</td></tr><tr><td>１８億円</td><td>１８億円</td><td>１８億円</td></tr></table>	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	１８億円	１８億円	１８億円
令和９年度	令和１０年度	令和１１年度							
１８億円	１８億円	１８億円							
		○国際物流拠点関連産業の新規立地企業数							
		<table><tr><td>令和９年度</td><td>令和１０年度</td><td>令和１１年度</td></tr><tr><td>３０社</td><td>３０社</td><td>３０社</td></tr></table>	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	３０社	３０社	３０社	
令和９年度	令和１０年度	令和１１年度							
３０社	３０社	３０社							
		政策目標の達成状況	○過去の達成状況						
			・国際物流拠点関連産業の域外搬出額						
			<table><tr><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr><tr><td>９８１億円</td><td>１,０４３億円</td><td>１,０７５億円</td></tr></table>	令和４年度	令和５年度	令和６年度	９８１億円	１,０４３億円	１,０７５億円
令和４年度	令和５年度		令和６年度						
９８１億円	１,０４３億円		１,０７５億円						
			・本特例措置活用事業者の設備投資額						
		<table><tr><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr><tr><td>１億円</td><td>２１億円</td><td>３９億円</td></tr></table>	令和４年度	令和５年度	令和６年度	１億円	２１億円	３９億円	
令和４年度	令和５年度	令和６年度							
１億円	２１億円	３９億円							
		・国際物流拠点関連産業の新規立地企業数							
		<table><tr><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr><tr><td>２８社</td><td>８社</td><td>▲１３社</td></tr></table>	令和４年度	令和５年度	令和６年度	２８社	８社	▲１３社	
令和４年度	令和５年度	令和６年度							
２８社	８社	▲１３社							
			※国際物流拠点関連産業の対象地域内において、新規に立地した企業に加えて撤退した企業も含まれているため令和６年度がマイナスとなっている。						

	有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で所得控除 1 件（74 百万円）、特別償却 3 件（148 百万円）、投資税額控除 21 件（208 百万円）の適用を見込む。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、沖縄県内への国際物流拠点産業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、国際物流拠点関連産業の域外搬出額を増加させる効果がある。 なお、国際物流拠点関連産業の設備投資や企業の新規立地により、国際物流拠点関連産業の域外搬出額は令和 4 年度から令和 6 年度において 94 億円増加した。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	○事業所税の資産割の課税標準の特例 ○事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 ○貿易手続きの簡素化及び下記の措置 ・国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 ・関税の課税物件の確定に関する特例措置（保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを自由選択できる。）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該集積地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。 また、本特例措置は、主務大臣による確認制度を導入し、付加価値等の所定の要件を充足する事業者に関し本特例措置の適用を認めている。あわせて、措置実施期間中は毎事業年度に実施状況報告書の提出を義務付けており、事業者が策定した措置実施計画の進捗及び達成状況の把握が可能である。これにより、本制度には一定の規律が担保され、設備投資の効果が見込まれる事業者に対象が限定されている。したがって、本特例措置は、適用対象及び内容のいずれの観点からも必要最小限のものと考えられる。 ○適用実績が僅少な理由 (1) 所得控除 所得控除については、対象業種が 5 業種に限定されていることから適用できる企業は少ない。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		しかしながら、所得控除は、他の特例措置に比し適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいいため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。 (2) 特別償却 特別償却の適用件数は、僅少であるが、これは投資税額控除や所得控除、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。 本特例措置の過去の適用件数は、投資税額控除の適用件数に比し少なくなっている。これは、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多いからである。他方、特別償却も事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となった企業も税制上の欠損金の繰越しという制度との併用により先行投資等により発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越すことが可能である。 よって、企業の業績形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、当該地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。																																
	租税特別措置の適用実績	(過去3年間の適用実績) (単位：件、百万円) <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr><tr><td rowspan="2">所得控除</td><td>適用件数</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>減収額</td><td>46</td><td>11</td><td>0</td></tr><tr><td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用件数</td><td>11</td><td>7</td><td>9</td></tr><tr><td>減収額</td><td>318</td><td>196</td><td>362</td></tr><tr><td rowspan="2">特別償却</td><td>適用件数</td><td>4</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>減収額</td><td>27</td><td>1</td><td>0</td></tr></table> ※令和5年度～6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）における実績、令和7年度は沖縄県調査に基づいて算出。	項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	所得控除	適用件数	2	1	0	減収額	46	11	0	投資税額控除	適用件数	11	7	9	減収額	318	196	362	特別償却	適用件数	4	1	0	減収額	27	1	0
	項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度																													
	所得控除	適用件数	2	1	0																													
減収額		46	11	0																														
投資税額控除	適用件数	11	7	9																														
	減収額	318	196	362																														
特別償却	適用件数	4	1	0																														
	減収額	27	1	0																														
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	(過去3年間の適用実績) (単位：件、百万円) <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td rowspan="2">所得控除</td><td>適用件数</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>適用額</td><td>173</td><td>197</td><td>48</td></tr><tr><td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用件数</td><td>12</td><td>11</td><td>7</td></tr><tr><td>適用額</td><td>52</td><td>318</td><td>196</td></tr><tr><td rowspan="2">特別償却</td><td>適用件数</td><td>2</td><td>4</td><td>1</td></tr><tr><td>適用額</td><td>16</td><td>117</td><td>5</td></tr></table> ※根拠条文：42の9、45、60	項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	所得控除	適用件数	3	2	1	適用額	173	197	48	投資税額控除	適用件数	12	11	7	適用額	52	318	196	特別償却	適用件数	2	4	1	適用額	16	117	5	
項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度																														
所得控除	適用件数	3	2	1																														
	適用額	173	197	48																														
投資税額控除	適用件数	12	11	7																														
	適用額	52	318	196																														
特別償却	適用件数	2	4	1																														
	適用額	16	117	5																														
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、沖縄県内への国際物流拠点産業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、国際物流拠点関連産業の域外搬出額を増加させる効果がある。 令和6年度の一人当たり県民所得は未確定であるものの、本特例措置活用事業者の設備投資額は、令和4年度から令和6年度までの合計61億円であり、その投資による効果として令和4年度以降の当該措置適用事業者の令和6年度の付加価値増加分は約12億円であることから、令和6年度の一人当たり県民所得の向上に一定程度寄与していると考えられる。																																	

	前回要望時の達成目標	令和8年度までに次の目標を達成する。 ・国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を10社とする。															
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和4年度から令和7年度に立地した企業で本特例措置を活用した企業数は14社となっており、目標は達成されている。 <table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td>合計</td></tr><tr><td>企業数(社)</td><td>2</td><td>7</td><td>3</td><td>2</td><td>14</td></tr></table>						令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計	企業数(社)	2	7	3	2
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計												
企業数(社)	2	7	3	2	14												
これまでの要望経緯	平成10年度 ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 平成14年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 平成19年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 平成24年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 平成26年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等） 平成29年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和元年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和3年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和4年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象地域の追加等） ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入 令和7年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充・縮減（対象地域の追加等）																

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期アウトカムに本特例措置活用事業者の設備投資額、中期アウトカムに国際物流拠点関連産業の域外搬出額、長期アウトカムに一人当たり県民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和4年度（1年間）】：未達成
- 中期【令和4～5年度（2年間）】：達成
- 長期【令和4～6年度（3年間）】：実績不明

○短期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

コロナの拡大によって県の経済全体が落ち込み、事業者が設備投資や沖縄県への立地に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じており、また、令和4年度から主務大臣確認制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追いついていないことや制度の周知広報の不足から、十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。

そこで、今後は、制度の更なる周知広報を行った上で、主務大臣制度により取得できるデータも活用し、引き続き効果検証に努めることとする。

○中期アウトカムを達成した上で、措置を更に延長すべき理由

令和5年度時点の中期アウトカムの目標は達成したものの、令和13年度時点の一人当たり県民所得の目標（※）を達成するためには、引き続き、設備投資による国際物流拠点関連産業の高付加価値化及び事業規模の拡大並びに新規立地企業の増加により、国際物流拠点関連産業の域外搬出額向上を図る必要があることから、本特例措置を引き続き継続する必要がある。

※291万円：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月。沖縄県作成）における令和13年度の一人当たり県民所得の展望値。

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室）

項 目 名		沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長	
税 目		石油石炭税（租税特別措置法第 90 条の 4 の 3、租税特別措置法施行令第 48 条の 11）	
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく発電事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭に係る石油石炭税の免除について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）		— 百万円 （▲3,000 百万円） （ — 百万円）

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 沖縄は、電力需要が小さいことや地理的・地形的制約から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の電力供給面における構造的不利性を抱えていることから、本措置により、電気料金を低廉化し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図り、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現を図る。 【関係条文】 ○沖縄振興特別措置法（平成 14 年 3 月 31 日法律第 14 号） （課税の特例） 第 64 条 電気事業法第 2 条第 1 項第 15 号に規定する発電事業者が沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭等（石油石炭税法（昭和 53 年法律第 25 号）第 2 条第 3 号に規定するガス状炭化水素であって関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 2711・11 号に掲げる天然ガスに該当するもの及び同条第 4 号に規定する石炭をいう。）については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する。 (2) 施策の必要性 沖縄における電気事業については、 1) 地理的・地形的・需要規模の制約から水力発電等の導入が困難であり、化石燃料（主に石炭、LNG）に大きく依存せざるを得ない。 2) 本土の電力系統と連系されておらず、本土の電力会社との電力相互融通が不可能であり、高い供給予備力が必要等の理由から設備投資負担が大きい。 3) 多数の離島を抱え、ユニバーサルサービスを提供するため、多額の投資が必要。（離島部門は構造的な収支不均衡） 等の容易に解決できない構造的不利性を有しており、本土と比べ電気料金が割高となっている。事業者においても電気料金の維持、上昇抑制に努めつつ、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指し、化石燃料依存度低減に取り組んでいるものの、事業者の自助努力のみで構造的不利性を克服するには限界があるため、政策的支援が必要となる。 今後も、再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進により、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めていくものの、技術開発等の課題もあり、発電燃料の構造転換はすぐに実現できるものではない。 加えて、再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入拡大には多額の設備投資等が必要であり、県民生活や産業活動に支障が生じないようエネルギー政策の基本的視点である S+3E※を大前提に進めていく観点からも相応の時間を要する。 ※（安全性（Safety）、安定供給（Energy security）、環境性（Environment）、経済性（Economic efficiency）） よって、当面の間は石炭等の化石燃料による火力発電が基幹電源としての役割を担うことが見込まれることから、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保のためには、本措置が必要不可欠である。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策：10. 沖縄政策 施策：10. 沖縄振興に関する施策の推進																																												
		政策の達成目標	電気料金を低廉化し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。																																												
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間の延長）																																												
		同上の期間中の達成目標	電気料金を低廉化し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。																																												
		政策目標の達成状況	本措置により、令和3年度から令和7年度までの5年間平均で、1 kWh 当たり約 0.43 円の電気料金の低減がなされており、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与している。他方で、沖縄の電気料金は未だ他地域と比べて割高であることから、引き続き本措置を講じることが必要である。 <電気料金に与える影響> （単位：百万円、円/kWh） <table><tr><td></td><td>R3 年度</td><td>R4 年度</td><td>R5 年度</td><td>R6 年度</td><td>R7 年度</td></tr><tr><td>適用額</td><td>3,203</td><td>3,305</td><td>2,966</td><td>3,492</td><td>3,319</td></tr><tr><td>影響単価</td><td>0.42</td><td>0.44</td><td>0.40</td><td>0.45</td><td>0.43</td></tr></table> ※沖縄電力(株)及び電源開発(株)による実績報告をもとに算定 <電気料金（単価）の推移> （単位：円/kWh） <table><tr><td></td><td>R3 年度</td><td>R4 年度</td><td>R5 年度</td><td>R6 年度</td><td>R7 年度</td></tr><tr><td>沖縄電力(株)</td><td>20.87</td><td>24.24</td><td>24.38</td><td>25.38</td><td>24.16</td></tr><tr><td>9社平均</td><td>16.68</td><td>23.16</td><td>21.88</td><td>22.03</td><td>21.49</td></tr><tr><td>単価差</td><td>4.19</td><td>1.08</td><td>2.50</td><td>3.35</td><td>2.67</td></tr></table> ※算出方法：各社の電灯・電力料収入÷各社の販売電力量 ※出典：各社有価証券報告書から作成 ※令和4年度については、ウクライナ情勢による燃料費高騰の影響により、一時的に格差が縮小						R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	適用額	3,203	3,305	2,966	3,492	3,319	影響単価	0.42	0.44	0.40	0.45	0.43		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	沖縄電力(株)	20.87	24.24	24.38	25.38	24.16	9社平均	16.68	23.16	21.88	22.03	21.49	単価差	4.19	1.08	2.50
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度																																										
適用額	3,203	3,305	2,966	3,492	3,319																																										
影響単価	0.42	0.44	0.40	0.45	0.43																																										
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度																																										
沖縄電力(株)	20.87	24.24	24.38	25.38	24.16																																										
9社平均	16.68	23.16	21.88	22.03	21.49																																										
単価差	4.19	1.08	2.50	3.35	2.67																																										

有効性	要望の措置の適用見込み	沖縄電力(株)、電源開発(株)の2社														
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置による免税分は、電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて電気料金の適正な水準の確保に資しており、県民負担の軽減に繋がっている。例えば、令和8年度における一般家庭のモデルケース（400kWh/月）では、年額約2,208 円の負担軽減の効果がある。 <電気料金に与える影響> (単位:百万円、円/kWh) <table><tr><td></td><td>R8 年度</td><td>R9 年度</td><td>R10 年度</td><td>R11 年度</td></tr><tr><td>適用額</td><td>3,533</td><td>3,361</td><td>3,144</td><td>3,535</td></tr><tr><td>影響単価</td><td>0.46</td><td>0.44</td><td>0.42</td><td>0.46</td></tr></table> ※沖縄電力(株)及び電源開発(株)の計画をもとに算定		R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	適用額	3,533	3,361	3,144	3,535	影響単価	0.46	0.44	0.42
	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度												
適用額	3,533	3,361	3,144	3,535												
影響単価	0.46	0.44	0.42	0.46												
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置（地方税：固定資産税） ・ 沖縄の産業イノベーション促進地域旧産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（国税：法人税等、地方税：法人事業税等） ・ 沖縄の産業イノベーション促進事業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置（地方税：事業所税）														
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—														
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—														
	要望の措置の妥当性	本措置によって、構造的不利性に伴う供給コストを抑えることが可能となることから、本措置は手段としての的確であり、他地域との電気料金の格差を是正するための必要最小限の措置である。 また、本措置による免税分については電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて県民や事業者の負担の軽減に繋がっている。														

租税特別
措 置 の
適用実績

適用件数：2社（沖縄電力(株)、電源開発(株)）

○適用量

適用量：石炭 (単位:千 t)

年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
石炭消費量	2,023	2,085	1,779	2,158	2,049
年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
石炭消費量	2,247	2,055	1,817	2,139	2,128

※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取

※令和3年度～令和7年度は実績値、令和8年度～令和12年度は見込み値を記載（以下の免税額についても同様）

適用量：LNG (単位:千 t)

年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
LNG消費量	233	242	285	288	275
年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
LNG消費量	244	293	352	325	325

※数値は沖縄電力(株)より聴取

※令和3年度～令和7年度は実績値、令和8年度～令和12年度は見込み値を記載（以下の免税額についても同様）

○免税額

免税額：石炭 (単位:百万円)

年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
免税額	2,770	2,855	2,436	2,956	2,807
年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
免税額	3,079	2,816	2,489	2,930	2,915

※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取

免税額：LNG (単位:百万円)

年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
免税額	433	450	530	536	512
年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
免税額	454	545	655	605	605

※数値は沖縄電力(株)より聴取

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本措置が存在しない場合、需要家の電気料金に免税されない分が上乗せされることになり、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きいことから、本措置を継続することが重要である。
	前回要望時 の達成目標	沖縄における電力の安定的かつ適正な供給の確保
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	目標に関しては概ね達成している。
これまでの 要望経緯		平成 15 年度 創設 平成 17 年度 2 年間の延長 平成 19 年度 5 年間の延長 平成 24 年度 3 年間の延長及び免税対象への LNG の追加 平成 27 年度 5 年間の延長 令和 2 年度 2 年間の延長 令和 4 年度 2 年間の延長 令和 6 年度 3 年間の延長

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期・中期・長期アウトカム共通で他地域（９社平均）との電気料金の格差を指標として設定した。加えて、長期アウトカムに一人当たり県民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和２年度（１年間）】：未達成
- 中期【令和２～４年度（３年間）】：未達成
- 長期【令和２～６年度（５年間）】：（電気料金の格差）未達成
（一人当たりの県民所得）実績不明

○短期・中期・長期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

現時点においては未だ割高な電気料金とはなっているものの、当該措置による免税分については電気料金原価に反映されており、電気料金の低減を通じて県民や事業者の負担の軽減に繋がっており、沖縄における電気の低廉で安定的かつ適正な供給の確保が図られ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与していることから、本措置を引き続き継続する必要がある。

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室）

項 目 名		沖縄路線航空機の航空機燃料税に係る所要の措置	
税 目		航空機燃料税	
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 27 条の規定に基づく航空機燃料税における課税の特例について、租税特別措置法第 90 条の 8 の 2 に定める「沖縄路線航空機」に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額を本則の特例税率の 1 / 2 とする。		
	※本則特例の税率について、令和 9 年度以降も現状の 15,000 円/kl とし、当面の間延長するとの国土交通省の税制改正要望に合わせ、沖縄路線の税率も 7,500 円/kl に据え置いたうえで、当面の間延長する。		
	＜国土交通省との共同要望＞		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 百万円 （▲18,000 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	沖縄の自立型経済の構築のため、沖縄のリーディング産業である観光の振興や那覇空港を中心とした物流拠点の形成に向け、航空機燃料税に係る軽減措置を設けることにより、本土からの観光客等の安定的な確保及び物流拠点としての競争力の向上を図る。		
	(2) 施策の必要性		
	観光や物流は、沖縄の特性を活かし、沖縄経済をリードする産業に成長してきたが、沖縄は、本土から遠隔地にある上、陸路が絶たれており、広大な海域に多数の離島が存在することから、他県にはない高い交通コストが大きな負担となり、産業振興の大きな制約となっている。		
	このため、観光・物流の両面で必要不可欠な沖縄路線の航空機について、航空機燃料税を軽減することにより、本土からの観光客の安定的な確保、物流拠点としての競争力強化等を通じた沖縄経済の活性化、雇用機会の創出を図るため、所要の措置を講ずる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項

合理性

政策体系における政策目的の位置付け

【政策】 10. 沖縄政策
【施策】 10. 沖縄振興に関する施策の推進

政策の達成目標

沖縄路線の維持・拡大や航空運賃の維持・低減を後押しし、もって沖縄の観光振興等を図る。

租税特別措置の適用又は延長期間

—

同上の期間中の達成目標

・ 沖縄路線の維持・拡大
・ 沖縄路線の航空運賃の維持・低減

政策目標の達成状況

○ 沖縄路線航空機の路線数の推移（年度）

路線	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
沖縄県内	12	12	14	14	13
沖縄－本土	38	38	36	35	34
沖縄－本土（貨物）	0	0	0	1	1

※沖縄県内：沖縄県調べ
沖縄－本土：国土交通省航空輸送統計調査（国内定期航空路線）
沖縄－本土（貨物）：沖縄県調べ

○ 1 km当たりの旅客運賃の比較（令和8年4月1日現在）

路線	区間距離	旅客運賃	円/km
羽田－那覇（沖縄路線）	1,687km	57,750 円	34.2
羽田－札幌（全国特例）	894km	47,520 円	53.2
羽田－福岡（全国特例）	1,041km	52,250 円	50.2
羽田－奄美（特定離島特例）	1,436km	65,230 円	45.4

※沖縄県調べ

○ 1 km当たりの旅客便における貨物運賃の比較（令和8年4月1日現在）

路線	区間距離	貨物運賃	円/km
羽田－那覇（沖縄路線）	1,687km	47,100 円	27.9
羽田－新千歳（全国特例）	894km	33,400 円	37.4
羽田－福岡（全国特例）	1,041km	34,500 円	33.1
羽田－奄美（特定離島特例）	1,436 km	41,700 円	29.0

※沖縄県調べ

上記のとおり、沖縄路線の数は維持され、航空運賃も他の路線と比較して安価になっており、目標は達成されている。

（参考）国内観光客の数、観光収入及び国内貨物取扱量の推移

	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績
国内観光客数（万人）	657	727	766	799
国内観光客観光収入（億円）	6,832	8,507	9,821	10,747
国内貨物取扱量（トン）	183,734	180,365	179,155	177,900

※沖縄県調べ

○ 1 km当たりの旅客便における貨物運賃の比較（令和8年4月1日現在）

路線	区間距離	貨物運賃	円/km
羽田－那覇（沖縄路線）	1,687km	47,100 円	27.9
羽田－新千歳（全国特例）	894km	33,400 円	37.4
羽田－福岡（全国特例）	1,041km	34,500 円	33.1
羽田－奄美（特定離島特例）	1,436 km	41,700 円	29.0

※沖縄県調べ

上記のとおり、沖縄路線の数は維持され、航空運賃も他の路線と比較して安価になっており、目標は達成されている。

（参考）国内観光客の数、観光収入及び国内貨物取扱量の推移

	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	令和7年度 実績
国内観光客数（万人）	657	727	766	799
国内観光客観光収入（億円）	6,832	8,507	9,821	10,747
国内貨物取扱量（トン）	183,734	180,365	179,155	177,900

※沖縄県調べ

	有効性	要望の措置の適用見込み	沖縄路線を就航するすべての航空機に適用					
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	沖縄路線を就航するすべての航空機に適用されることから、沖縄路線の維持・拡大や航空運賃の維持・低減につながり、本土からの観光客等の安定的な確保及び物流拠点としての競争力の向上につながる。					
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	国土交通省が航空路線の維持のため、航空機燃料税に係る特例措置の拡充・延長を要望しており、本要望項目はその上乗せ措置である。					
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—					
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—					
		要望の措置の妥当性	沖縄県は本土から陸路のない遠隔地にあり、安定的な観光客の確保及び貨物の円滑な輸送を図るためには、沖縄路線の維持・拡大、航空運賃の維持・低減が不可欠である。これを支援する本措置は、社会的意義があり妥当なものである。					
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	(単位：件、百万円)						
		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	
		12	17,235	11	18,507	11	21,069	
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—					
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	沖縄路線を就航するすべての航空機に適用されることから、沖縄路線の維持・拡大や航空運賃の維持・低減につながり、本土からの観光客等の安定的な確保及び物流拠点としての競争力の向上につながる。						
	前回要望時の達成目標	・ 沖縄路線の維持・拡大 ・ 沖縄路線の航空運賃の維持・低減						

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 9 年度 制度創設（沖縄路線（本土－那覇）について本則の 3/5 に軽減） 平成 11 年度 拡充（本則の 1/2 に軽減） 平成 14 年度 5 年間の延長（平成 18 年度末まで） 平成 19 年度 5 年間の延長（平成 23 年度末まで） 平成 22 年度 拡充（貨物機を対象に追加） 平成 23 年度 拡充（13,000 円/kℓ→9,000 円/kℓ） 平成 24 年度 2 年間の延長、拡充（本土－宮古島、石垣島又は久米島の路線を対象に追加） 平成 26 年度 3 年間の延長、拡充（沖縄県内の各地点間を結ぶ全路線に対象範囲を拡充） 平成 29 年度 3 年間の延長（令和元年度末まで） 令和 元年度 拡充（下地島の路線を対象に追加） 令和 2 年度 2 年間の延長（令和 3 年度末まで） 令和 3 年度 拡充※（9,000 円/kℓ→4,500 円/kℓ） ※内閣府は要望していないが、本則特例が 9,000 円になったことに伴うもの 令和 4 年度 1 年間の延長（令和 4 年度末まで） (4,500 円/kℓ→6,500 円/kℓ) 令和 5 年度 5 年間の延長（令和 9 年度末まで） ※令和 4 年度の税率を 2 年間維持。その後段階的に引き上げ	

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府知的財産戦略推進事務局）

項 目 名		一元的なコンテンツ支援体制の整備に伴う税制上の所要の措置	
税 目			
要 望 の 内 容	○特例措置の対象 コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築することに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 コンテンツ産業は、2033 年に海外売上 20 兆円を目指す日本の基幹産業である。日本で創り、世界に届け、IP を多角的に展開することで利益を最大化し、クリエイターへの還元を図る。成果報酬率向上・資金調達環境整備等の構造改革と一体で、作品製作、人材確保・育成、流通網拡大、海賊版対策といった成長投資を、大規模・長期・戦略的に後押しする。		
	(2) 施策の必要性 2033 年の日本発コンテンツの海外売上 20 兆円目標を達成するため、構造改革と一体となった大規模・長期・戦略的な官民投資が必要である。		
	令和 8 年 6 月 12 日に知的財産戦略本部会合で決定された「知的財産推進計画 2026」及びコンテンツ分野の「官民投資ロードマップ」において、「予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築する。」と明記され、コンテンツ分野の新たな支援体制を構築することとなった。		
	このため、コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を円滑に構築するため、税制上の措置を設けることを検討する。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 科学技術・イノベーション政策 【背景となる閣議決定等】 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） Ⅲ. 投資立国の実現 2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し （4）コンテンツ産業活性化戦略の実行 我が国の基幹産業であるコンテンツ産業について、日本発コンテンツの海外市場規模を 2033 年までに 20 兆円に拡大する目標の下、昨年策定した「コンテンツ産業活性化戦略」の分野ごとの戦略を具体化し、当該目標の確実な達成を図るため、分野別海外市場獲得の見通しについて、重点地域、市場展開方針等の取組を具体化しつつ、その明確化に取り組む。 ○知的財産推進計画 2026（令和 8 年 6 月 12 日 知的財産戦略本部決定） Ⅱ. 知財戦略の今後の方向性 2. 今後の方向性 2033 年までに海外市場規模を 20 兆円とする政府目標を達成するため、コンテンツ分野官民投資ロードマップの着実な推進を図ることが求められる。具体的には、人材、制作環境、海外展開・流通のそれぞれにおけるボトルネックを解消し、産業界が自律的・継続的な成長を実現するため、政府は大胆な政策パッケージにより大規模・長期・戦略的な官民投資を推進し、成長投資を拡大することが必要である。そのために、予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制の構築、大規模作品製作支援、流通プラットフォームの拡大支援、海賊版対策等の海外展開・流通支援、次代を担うクリエイターへの複数年にわたる弾力的支援、グローバルビジネス人材育成の推進等の人材支援等を検討していく必要がある。 Ⅲ. 知財戦略の重点施策 4. 新たなクールジャパン戦略のフォローアップ （1）クールジャパン戦略の推進 （2）コンテンツ戦略の推進 （施策の方向性） 予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築する。（短期・中期）（内閣府（知財）、経済産業省、文化庁、総務省、外務省、公正取引委員会、厚生労働省） ○日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日 閣議決定） Ⅱ. 17 の戦略分野における官民投資の促進 2. 62 の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行 （17）コンテンツ コンテンツ産業は、2033 年に海外売上げ 20 兆円を目指す日本の基幹産業である。 日本で創り、世界に届け、IP360 度展開で利益を最大化し、クリエイターへの還元を図る。成果報酬率向上・資金調達環境整備等の構造改革と一体で、作品製作、人材確保・育成、流通網拡大、海賊版対策といった成長投資を、大規模・長期・戦略的に後押しする。このために官民連携して一気通貫の支援体制を構築する。
-----------------------------	------------	--------------------------	---

		政 策 の 達 成 目 標	コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築し、日本発コンテンツの海外売上拡大を実現すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	日本発コンテンツの海外売上拡大の実現。
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で円滑に施策を実行することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、我が国のコンテンツ産業の国際競争力の強化及び海外市場の獲得に支障を及ぼしかねない。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税について、同様の要望を提出している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和9年度予算要求
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置に加えて、国の予算措置を一体的に実施することにより、コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築することが可能となる。
		要望の措置の妥当性	コンテンツ分野の支援を一気通貫で推進することにより、我が国のコンテンツ産業の国際競争力の強化及び海外市場の獲得を図る極めて公共性の高い支援体制の構築を検討することが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局）

項 目 名		特許権等の譲渡等による所得の課税の特例（イノベーション拠点税制）の所要の見直し	
税 目		法人税 租税特別措置法第 59 条の 3 租税特別措置法施行令第 35 条の 3 租税特別措置法施行規則第 21 条の 17 の 2	
要 望 の 内 容	経過措置期間後における、令和 7 年 4 月 1 日より前に研究開発が完了している場合の自己創出比率の計算について、所要の見直しを講ずる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 イノベーションの国際競争が激化する中、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間企業による無形資産投資を後押しする。		
	(2) 施策の必要性 本制度の対象となる知財は、令和 6 年 4 月 1 日以後に取得又は製作したものとされている。また、経過措置期間終了後（令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度）の自己創出比率の計算に当たっては、令和 7 年 4 月 1 日以後の事業年度において発生した対象知財に直接関連する研究開発費を用いることとされている。そのため、同期間終了後、令和 6 年度に取得又は製作された知財については、自己創出比率がゼロとなり、結果、同税制による所得控除は発生しない。 そのため、経過措置期間中に令和 6 年度に取得又は製作された知財について税制を適用した場合、同期間終了後に当該知財について所得控除が発生しなくなることから、所要の見直しを講ずる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 ○日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定） 国内の無形資産投資を促す制度について、その執行状況や効果を検証し、執行可能性、財源確保等の状況を踏まえて見直しを検討するとともに、利便性向上を図る。 ○統合イノベーション戦略2026（令和8年7月14日閣議決定） 無形資産投資を促す仕組みについて、制度の執行状況や効果を検証し、執行可能性、財源確保等の状況を踏まえ、見直しを検討するとともに、利便性向上を検討する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定） ②イノベーションボックス税制による無形資産投資の促進 国内で自ら研究開発した特許権等から生じる譲渡等所得の30%を所得控除するイノベーションボックス税制の対象範囲について、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討するとともに、日本企業の実態に即した利便性向上について検討を行う。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定） ②イノベーションボックス税制による無形資産投資の促進 我が国の研究開発拠点としての立地競争力強化のため、国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権、AIプログラムの著作権）から生じる譲渡所得、ライセンス所得について、30%の所得控除を行うイノベーションボックス税制を創設した。本税制を通じて、民間による無形資産投資を後押しするとともに、本税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。
		政策の達成目標	研究開発のアウトプットへのインセンティブを高め、民間企業による無形資産投資を増加させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和14年3月31日（7年間）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	制度施行から間もない段階であることや、最新の租税特別措置の実績が令和6年度時点であるため、測定期間のデータが得られていないことから、政策目標の達成状況を分析することは困難である。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。

	有効性	要望の措置の適用見込み	最新の租税特別措置の実績が令和 6 年度時点であり、本制度開始前であるため、要望の措置の適用見込みを推計することは困難である。今後、データが得られた段階で、適用見込みについて推計を行う。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置を講じることによって、経過措置期間中に本税制の適用を受けていた事業者が、経過措置期間後も所得控除を受けることが可能になる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	経過措置期間中に本税制の適用を受けていた事業者が、同一の内容で経過措置期間後に所得控除を受けられなくなることを防ぐための措置であるため、要望の措置を講ずることは妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	最新の租税特別措置の実績が令和 6 年度時点であり、本制度開始前であることから、初年度（令和 7 年度）の適用額は把握不可。
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	制度施行から間もない段階であることや、最新の租税特別措置の実績が令和 6 年度時点であり、本制度開始前であることから、効果を分析することは困難である。
		前回要望時の達成目標	民間企業による知的財産によるアウトプットへのインセンティブを高め、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	制度施行から間もない段階であることや、最新の租税特別措置の実績が令和6年度時点であり、本制度開始前であることから、達成度を分析することは困難である。
これまでの要望経緯		令和6年度 イノベーション拠点税制を創設

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（政策調整担当））

項 目 名		第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討	
税 目			
要 望 の 内 容	第 1 次国土強靱化実施中期計画において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策を関係府省庁（注）において検討する。		
	（注）関係府省庁は、内閣官房、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	（改正増減収額）	（	— 百万円）
	(1) 政策目的		
	国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。		
	(2) 施策の必要性		
気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。			
「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）においては、令和 8 年度から令和 12 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。			
国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策を検討するものである。			

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）（抄） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和8年7月21日閣議決定）（抄） 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 3. 国民の安全・安心の確保 （1）防災・減災・国土強靱化の推進 「国土強靱化基本計画」が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」及び「国土強靱化年次計画 2026」⁹²に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。 92 令和8年7月3日国土強靱化推進本部決定。令和8年度与党税制改正大綱では、道路関連インフラ保全の重要性等にも留意しつつ、いわゆるガソリン暫定税率廃止の財源確保について令和9年度税制改正において結論を得るとされていることも踏まえる。
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		令和８年度新規要望	